

平成14年度包括外部監査の結果及びこれに対して講じた措置

平成14年度 結果の概要	左記に対して講じた措置
<p>【団体共通】</p> <p>(1) 物品の現物実査 県会計規則第92条の3に規定された物品の現物実査が行われていない事例が見受けられたため、確実に実施する必要がある。</p>	<p>県会計規則に基づいた物品の現物実査の確実な実施について、平成15年3月、各中間機構(県の外郭団体のうち、県の出資・出捐割合が25%以上あり、かつ、特に県と密接な関係のある21団体。平成14年度包括外部監査の対象となった11団体は全て含まれます。以下同じ。)に周知徹底を図るとともに、平成16年2月、会計事務担当者研修会で現物実査の必要性について説明を行いました。</p>
<p>(2) 仕訳伝票 「調定決議書兼収入金調書兼収入伝票」、「支出金調書兼支出伝票」など決裁用の稟議書と仕訳伝票が一票になっていることから、仕訳伝票として日付順に整理しにくいなど網羅性に欠ける場合がある。したがって、例えばコンピュータ入力時にこれら伝票にコンピュータ上の伝票番号(自動連番)を記載し、その順番にファイルすることにより仕訳伝票としての網羅性を確保するよう改善が求められる。これにより総勘定元帳から仕訳伝票へのトレースが明確になると思われる。 なお、仕訳伝票には、会計取引日のほかに入力日と入力者の処理済印を押すことが望まれる。</p>	<p>決裁用書類と一票になっている仕訳伝票については、コンピュータ入力の順に番号を付して整理し保管することで、会計取引や事業活動の記録に網羅性を確保するよう、平成15年3月、各中間機構に周知徹底を図りました。 また、仕訳伝票には、会計取引日やコンピュータ入力日などの情報の付記を確実に実施するよう、併せて徹底を図りました。</p>
<p>【(財)岐阜県イベントスポーツ振興事業団】</p> <p>(1) 出納関係 旅行命令(依頼)書に発令命令の日付がないものが16件検出された。 随意契約をすることができる場合に該当することの説明書において、その理由の選択欄への記入漏れが2件検出された。 支出決議書において、事前決裁を受けた旨の記載について日付のないものが1件検出された。 時間外勤務の命令簿において、平成13年4月に勤務内容が記載されていないものが1件検出された。</p>	<p>平成14年11月、事業団幹部会において、担当部署の課長・経営課がそれぞれ厳格に書類をチェックするよう周知徹底しました。</p>
<p>(2) 備品・固定資産関係 2か所の総合案内図の表紙がはがれていた。適切な管理が望まれる。</p>	<p>総合案内図の表紙のはがれについては、平成15年9月に修理完了しました。</p>
<p>陸上競技場の観客席の芝生が全体的に枯れていた。屋根から落下する雨に天然芝生が弱いためとのことである。外観上好ましいとはいえない。天然芝の維持が難しいならば、ここだけでも人工芝に張り替えるなどの検討が求められる。</p>	<p>陸上競技場観客席の芝生の枯死の原因である屋根からの雨を防ぐため、平成15年9月に屋根支柱にカバーを付けました。また、芝生の植栽については、天然芝の性質上3月頃からしか根付かないため、平成16年3月に実施しました。</p>
<p>利用者への案内書きが汚れて見苦しいケースが2か所見られた。利用者が快く思えるようなサービスに心がけるべきと思われる。</p>	<p>案内書きの汚れについては、平成14年11月、張り替え等を実施しました。</p>

平成14年度 結果の概要	左記に対して講じた措置
<p>(3) 稼働率の算定 岐阜メモリアルセンター 庭球場、水泳場が毎年100%の稼働率となっているが、理由は、1日に1回(1人)でも利用があれば、その日は利用されたものとしてカウントされ、結局利用者がゼロ以外は、稼働したのものとして算定されているためである。この計算方法では、施設についてその稼働実態を適切に表示しているとはいえないと思われる。実態に近い稼働率を算定する必要がある。</p>	<p>稼働率の計算方法については、次のように改善し、平成15年度から活用しています。 庭球場の稼働率 センターコート利用コマ数 + 一般コート利用コマ数 / センターコート稼働可能コマ数 + 一般コート稼働可能コマ数 × 100 = 稼働率(%) (注)1日3コマ(午前・午後・夜間)16面 水泳場(一般利用)の稼働率 年間利用者数 / 冷水期の利用可能人数 + 温水期の利用可能人数 × 100 = 稼働率(%) (注)利用可能人数 7/20 ~ 8/31 25mプール(1コース)4人/時間 9/1 ~ 7/19 25mプール(1コース)2人/時間</p>
<p>長良川球技場 稼働率は、利用可能日数が限られているため、約70%となり、設備の固定的な維持管理費との対応を考えると1回当たりの利用額が割高になりがちである。積極的なスポーツイベント等の誘致・開催活動が望まれる。</p>	<p>平成14年10月及び11月に、役員及び部課長により、県内の市町村、各種団体等に対し、施設利用の勧誘活動を実施するなど、スポーツ及びイベントの積極的な誘致活動に努めています。</p>
<p>長良川スポーツプラザ 年間約2億円程度の施設の管理費が必要と考えられるが、収入は伸びていないため、毎年1億3千万円程度の収支差額が発生している。 上記には、県からの派遣職員の人件費は算入されていない。これらを考慮すれば、実質的な収支差額の赤字は、さらに増えると考えられる。また、毎年赤字額は減少しておらず、運営内容について検討が必要と考えられる。 稼働率が低く、赤字が続けば、今後施設が老朽化しても修繕費を投入することも困難となり、さらに利用者離れが続く悪循環になりかねない。利用者増加の施策を再検討することが必要である。</p>	<p>利用者増加のための対策として、「県有施設予約システム」を導入しインターネットで空き情報を提供するなど利便性の向上を図るとともに、平成14年10月及び11月に、役員及び部課長により、県内の市町村、各種団体等に対し、施設利用の勧誘活動を実施しました。引き続き、従来の誘致活動等に加え、ガイドブックの配布等により「県有施設予約システム」の周知、システムの利用促進を図り、利用者の増加に努めます。</p>
<p>(4) 水泳場の一般利用 水泳場の一般利用者が少なく、広く一般的な利用がなされていないとはいえないと思われる。 温水プールなどは、多額の経費が必要であり、また、設立当初に比較すれば、民間においても同様のスポーツクラブは、数多く設立されている。より多くの方に利用されるようにPR活動を積極的に行うことが望まれる。また、近隣のスポーツクラブなどの競合施設の調査は行っていないということであるが、他の施設と比較してどのような状況にあるのか検証してみることが必要と考えられる。</p>	<p>施設の積極的なPRに努めるとともに、平成15年3月に競合施設(民間5・公営2施設)の調査、状況の検証を行いました。この結果を今後の施設運営に反映させていきます。</p>
<p>(5) スポーツ科学トレーニングセンター ハビジョンルームの有料による利用は、ほとんどないのが現状である。年間数回の利用者のために施設を維持していくことは、コストを考えれば問題と思われる。 管理費を削減するためには、故障した場合にのみ保守を受ける契約内容にするなど、委託費の引下げが求められる。</p>	<p>ハビジョンルームの利用対象者は、ハビジョン設備を利用する者に限定していましたが、平成15年度から設備利用者以外にも利用対象とするなど、利用基準を緩和し利用件数の増加に努めています。 委託契約内容を検討した結果、設備機器の老朽化に伴い故障時の部品調達が困難であり需要も少ないため、平成16年度から保守委託は行わないこととしました。</p>
<p>(6) 生涯スポーツ課 診断室を視察した結果、設備も老朽化しており、また、スポーツ科学トレーニングセンターにも類似施設がある。利用者の激減を考慮すると、事業自体の見直しが必要である。</p>	<p>平成14年度末をもって体力診断事業は廃止しました。平成15年度からは、体力診断室はトレーニング室とし、測定機器はトレーニング室利用者の利用に供しています。</p>

平成14年度 結果の概要	左記に対して講じた措置
<p>【(財)岐阜県産業文化振興事業団】</p> <p>(1)出納関係 平成14年3月現在、現金実査表が、管理部門の小口現金、賃貸料収入現金ともに、作成されていなかった。現金実査表は、現金の管理資料としては有用であり、金種も明らかにした現金の実査表を作成することが必要である。</p>	<p>平成14年度当初から、毎日現金実査表を作成しています。また、平成14年9月には、現金実査表の様式を改め、金種別欄を設けました。</p>
<p>オパインニューヨーク事業において、県職員に現金 1,547千円が仮払金として平成14年3月13日に渡されていたが、これについて以下の事項が検出された。</p> <p>a. 上記の取引に係る会計伝票No.4036について関係者のすべての承認印が押印されていなかった。</p> <p>b. 県職員からの現金の受領書が入手されていなかった。</p> <p>c. この仮払いは、会計仕訳において「仮払金」勘定処理されず、「現金」勘定のままとなっていた。</p> <p>なお、他の一般的な仮払い処理のときも会計上は「現金」勘定のままとなっていた。正確な会計帳簿を作成するためには、一時的な場合であっても仮払金勘定での処理が必要である。</p>	<p>平成14年9月、承認印を徴し、受領書を整備しました。また、一時的な場合であっても仮払金による勘定処理を行うよう改めました。</p>
<p>(2) 備品関係 アクティブGの貯蔵品の棚卸し表が経理に保存されていない。棚卸し表は、在庫の実在性を証明する決算資料であり、経理が最終的に保管することが必要である。</p>	<p>平成14年9月から、原票を経理部門である経営管理課で保管しています。</p>
<p>未来会館の県有備品について、県の作成した「物品品目別一覧表」に記載があるが、平成14年2月の実査の結果、その所在がわからないものが何点が発見されていた。一定期間を区切って所在の調査をし、存在しない物品については、廃棄届等を提出し、県の「物品品目別一覧表」より削除することが必要である。資産の管理を受託しているからには、1年に1回は実査をして、現物の確認をすることが望まれる。なお、事業団の備品についても、1年に1回は、現物の確認をすることが望まれる。</p>	<p>平成14年8月、所在の調査をし、除却が適当と認められたものについて県に対し届出を行い、一覧表から削除しました。また、県及び事業団の備品について、年1回実査することとした。</p>
<p>(3)人件費関係 未来会館 残業時間の申請・承認資料である「時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務命令簿」を閲覧したところ、勤務内容(残業理由)に「アクティブG」、「WDCG(ワールドデザインシティ)」と書いてあるのみのものが見られた。「時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務命令簿」により残業時間が集計され、残業代が支払われることになるが、勤務内容が「アクティブG」、「WDCG」だけでは残業内容が適切に把握できないと考えられる。業務内容を記載し、時間外勤務等の必要性、事務執行状況や事務量が把握できるようにすることが必要である。</p>	<p>平成14年8月、より具体的な勤務内容を記載するよう、職員に周知徹底しました。</p>
<p>飛騨・世界生活文化センター 「時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務命令簿」について、一部勤務内容が貸館撤収、貸館管理などと記載されて、内容が不明確なものが見受けられた。より詳細な内容の記載が必要である。</p>	<p>平成14年8月、より具体的な勤務内容を記載するよう、職員に周知徹底しました。</p>
<p>(4) 登記簿 「登記簿に記載されている事項」を検証したところ、「資産の総額」として基本財産(基本金)5,000,000円が登記されていた。正確には正味財産の額2,846,602,868円を登記すべきである。</p>	<p>平成14年8月、正味財産の額で変更登記を行いました。</p>

平成14年度 結果の概要	左記に対して講じた措置
<p>(5) 予算執行関係</p> <p>オリエンニューヨーク事業は、県から委託された新規事業であった(平成13年8月に追加予算30,000千円を申請)。しかし、年度の途中においてこの事業は、県の文化振興課が担当することに変更されたが、予算は事業団で執行されていた。</p> <p>この変更について、県所轄部署との文書による事業移管の証拠を求めたところ、明確になっていなかった。</p> <p>今後、事業移管については、県所轄部署と事業団の間で文書等により明確にする必要がある。</p>	<p>今後、事業移管については、委託契約書、補助金交付要綱などで明確に区分することとしました。</p>
<p>(6) 未来会館の利用状況データ</p> <p>入館者数の集計</p> <p>未来会館の総利用人数の集計方法について、長良川ホール等の貸館を利用した人は、未来博記念展示室、映像プラザなど貸館以外の施設も利用するとの前提で人数が計算されている。</p> <p>事業団内部において、総利用者の傾向を測定するために使用するデータであるならば問題ないが、実際の利用人数より過大に集計されることから、現状の正しい利用状況を示しているとはいえない。</p> <p>利用人数はできる限り正しく集計すべきであり、また、事業団の事業評価に利用することが期待されることから、実際の利用者を正確に把握することができるよう改善が求められる。</p>	<p>貸館以外の施設である未来博記念展示室及び映像プラザ等の利用人員の算定方法については、定時の目算及び施設管理者の報告数値による集計も行うなど、施設の利用実態に即した集計方法を採用して、利用人員のより正確な把握に努めることとしました。</p>
<p>各施設の利用状況データの有効活用</p> <p>現状では、貸会議室、ホールについて、午前、午後、夜間といった区分ごとの利用状況データがシステムで集計されているが、今後の利用方法の検討資料として十分活用されているとはいえない。会議室やホールの利用状況を分析することは、事業運営上重要なことである。今後、このシステムを有効に活用するよう改善が求められる。</p>	<p>利用データの分析を行い、施設運営計画の策定に生かしていきます。</p>
<p>【(財)岐阜県民ふれあい会館】</p> <p>(1) 出納関係</p> <p>平成14年3月31日現在の現金出納帳を検証した結果、当日夜間に収受したチケット販売収入44千円、会議室使用料199千円及びビル・FAX代1千円の現金が翌日の収入となっていたが、現金を入金した日に収入計上すべきである。</p>	<p>平成14年10月から、現金を入金した日に収入計上しています。</p>
<p>平成14年3月31日現在で、県に納付する会議室使用料 463千円の現金が計上されていなかったが、預り金として処理すべきである。</p>	<p>平成14年度から、預り金として処理しています。</p>
<p>(2) 仕訳伝票の承認印</p> <p>仕訳伝票を閲覧した結果、承認印が省略されていた。これは、調書(収入金調書・支出金調書等)に仕訳が記載されており、当該調書上の仕訳において出納員(事務局長)の承認がなされているためであった。</p> <p>仕訳自体の承認は、調書への承認で代替できると考えることもできるが、会計システムへの入力の際の原始資料たる仕訳伝票において承認がなされることが望ましい。なお、規程も「仕訳伝票にて承認を得ること」となっている。また、仕訳伝票に入力チェック印を付すことが必要である。</p>	<p>平成14年10月1日から、仕訳伝票において承認印を押すこととしました。また、「財団法人岐阜県民ふれあい会館財務規程」(旧規程)では、調書(収入金調書・支出金調書等)に係る記述がなく、仕訳伝票による決裁を行う旨の解釈がなされていたので、平成15年4月1日から「財団法人岐阜県民ふれあい会館会計処理規程」(新規程)を制定し、調書(収入金調書・支出金調書等)に係る規定を新たに整備し、調書決裁における出納役による承認及び出納担当者による仕訳確認を行うこととしました。</p>

平成14年度 結果の概要	左記に対して講じた措置
<p>(3)貯蔵品関係 貯蔵品として計上されているサマソングッズは、最近販売が滞っており、平成13年度に売却されたものの原価は41千円で、平成13年度末では737千円が在庫となっている。このうち商品価値が著しく下がったと判断されるものについては、早期に処分することが必要である。</p>	<p>商品価値が著しく下がったと判断される商品については、平成14年度中に処分しました。</p>
<p>(4)テレビ会議室 ふれあい会館のテレビ会議室は、開館当初はテレビ会議用として利用されたが、現状ではテレビ会議室としての利用はなく、普通の小会議室としての利用のみである。テレビ会議室が本来の目的では利用されない理由は、テレビ会議は当方だけでなく、先方も同様の機器を備えていないと使用できないためである。今後、機器の更新の必要が生じた場合には、双方向での遠隔会議という目的のために同機器を利用したいという要望がどの程度あるのかを検討する必要がある。</p>	<p>テレビ会議室の現在の利用状況を踏まえ、使用頻度が高い会議室と同等の利用がなされるよう、平成15年度に当該会議室の模様替え及び利用料金の改定を行いました。</p>
<p>【(財)岐阜県国際ハイイ研究所】</p> <p>(1)予算関係 設置されていない評議員会関連についての予算が計上されていた。評議員会が開催されない限り、この予算の執行は行われず、評議員会関連予算の計上は不要である。</p>	<p>平成14年度予算から評議員会関連予算の計上を取りやめ、必要に応じて補正予算で対応することにしました。</p>
<p>(2) 役員関係 常勤理事(平成13年度は1人)の出勤簿と年次休暇簿、出張予定伺いを照合した結果、年休の日付違い1件、年休の記帳漏れ1件、出張予定伺いのないものが3件検出された。 出勤簿は正確に記帳し、年次休暇簿、出張予定伺いを適正に整備・保管する必要がある。</p>	<p>適正な事務管理に努めます。</p>
<p>(3)仕訳伝票の作成及び承認 サンプルベースで個々の取引につき、総勘定元帳と預金通帳を照合したところ、全て一致した。しかし、仕訳伝票が起票されず直接総勘定元帳に、記帳されているのが4件検出された。 全ての取引につき仕訳伝票を起票し、承認を受け、承認済みの伝票に基づき、総勘定元帳に記帳するというルールを徹底する必要がある。なお、パソコンを利用した会計システムによる場合は、証憑等により仕訳を直接パソコンに入力し、その仕訳伝票をアウトプットして、承認を受けることが望ましい。</p>	<p>平成15年6月から、パソコンを利用した会計システムを導入し、仕訳をパソコンに入力し、その仕訳伝票を出力して承認を受けています。</p>
<p>(4)国からの貸与備品の台帳 国からの貸与備品につき、管理台帳が作成されていない。国からの貸与備品についても財団の固定資産と同様に現物管理は必要であり、貸与備品台帳を作成し、現物と台帳の照合を行うことが望まれる。</p>	<p>国からの貸与備品については、平成14年度中に台帳を作成し、管理しています。また、今後の貸与備品については適正な管理に努めます。</p>
<p>(5)共同研究関係 電子メールで共同研究者間相互の権利関係を調整して、論文の発表等をしているが、権利関係に関する契約書を締結していない。権利義務を明確にするためには共同研究者との間で契約書を取り交わしておくべきである。</p>	<p>平成14年度から、共同研究の権利関係に関する契約書を取り交わしています。</p>
<p>【(財)岐阜県研究開発財団】</p> <p>(1)出納関係 貸館料金の現金実査表が鉛筆で作成され、承認印が押印されていない。改ざん防止の観点から、ホルバソ等で作成する必要がある。また、管理者の承認印の押印が求められる。</p>	<p>平成14年度から、ホルバソによる記載、管理者の承認印押印をするよう改めています。</p>

平成14年度 結果の概要	左記に対して講じた措置
<p>支出金調書兼支出金伝票についてすべて「No.」が付されていない。伝票の網羅性を確保するために、例えば、月次分を保管する際に日付順にナンバーを付して、保管しておくことが望まれる。</p>	<p>平成14年度から、ナンバーを付して保管しています。</p>
<p>事務職員が少人数であるため、1人の担当者が、出納業務と伝票起票業務とを担当している場合があるが、内部牽制の観点から、これらの業務はそれぞれ別の者が担当することが求められる。</p>	<p>現金と帳簿の照合を毎日行い、預貯金と帳簿の照合を毎月末に行い、支払終了後の請求書に押印することとするなど、会計処理規程を改正し、内部牽制を確保しています。</p>
<p>(2)備品関係 サイエンスワールドにおいて、現物と一覧表との照合は3年前に1度実施したのみであり、その後は購入分についての登録のチェックのみ実施している。1年に1回は、リストと現物の照合作業を行うことが望ましいと思われる。また、対象備品の件数が多数あることから、実査の際には県より提供されたリストをそのまま利用するのではなく、より細かい保管場所を記録しておくことが作業の効率化の観点から必要と思われる。</p>	<p>平成14年度中に、より細かい保管場所を記載したリストを作成するとともに、現物との照合作業を実施しました。また、年1回実査を行うこととしました。</p>
<p>(3)予算執行関係 東海テックハウスの事務局が、岐阜女子大学の事務局にスムーズに移行されなかったことにより、補助金の執行が遅れ1,800千円の予算に対して、975千円の執行となっていた。今後は、事務局の引継ぎに周知な準備がなされることが必要である。</p>	<p>今後、同様の状況がある際には、十分注意をします。</p>
<p>AV会議室のTV会議システムは開業以来2回しか使用されておらず、利用者の見込みがほとんどないと判断される。これに対して、財団は、平成13年8月にTV電話の回線利用を中止し基本料金相当分を加えて月額75,545円を4,200円とし、また、平成14年度には保守契約を打ち切り、年額546,000円の費用を削減している。この点については評価できるものの、2回しか利用されないような設備を設置した県の需要予測の誤りの原因を分析するとともに、今後の使用見込みについて検討すべきである。</p>	<p>TV会議システムだけでなく、マルチメディア会議システム(100インチモニター、ハイビジョン対応等)を併せた多様な活用方法を積極的にPRし、TV会議室の利用促進に努めます。</p>
<p>(4)成果指標の検証 財団は、独自に成果指標を作成し、目標を立てて事業を行っている。今後は、最終的な目的の一つであるベンチャー企業の開業数、株式公開数等を目標として加えることが望まれる。</p>	<p>ベンチャー企業の開業数の把握は、統計資料がないため困難ですが、起業家育成講座等の受講者による開業数の把握を実施しています。なお、株式公開の目標については、時期尚早です。</p>
<p>【社会福祉法人 岐阜県福祉事業団】</p> <p>(1)予算執行 共通経費の再配分 実際発生額を4施設に按分した共通経費について、各施設単位で予算を超過する虞がある場合には、既に按分計上した共通経費を再度按分計算して振替訂正し、予算額に整合させる処理が行われている。本部事務局への報告については、会計単位としての「ひまわりの丘」の合計ベースで問題ないが、措置費や委託費収入に関する報告は、収支計算を行う単位である各施設別にその収入・支出を適切に把握して行う必要がある。</p>	<p>各施設別に、収入・支出を適正に把握し、独立した経理区分毎の執行管理に努めています。</p>
<p>各施設単位間の予算付替 各施設単位相互間で予算の付替が行われているが、それぞれの施設が独立した予算のもとで業務執行が行われるべきである。</p>	<p>経理区分間の予算の付替を行わないよう努めます。</p>

平成14年度 結果の概要	左記に対して講じた措置
<p>(2)寄付金収入</p> <p>寄付物品の評価(寿楽苑、陽光園、ひまわりの丘)</p> <p>福祉器具や大量の食品等を寄付される場合があるが、寄付された物品の評価額について、その根拠資料が明確でないものがあった。現物寄付の場合、会計上は、公正な評価額をもって評価する必要があり、恣意性が入る可能性をなくす必要がある。評価が客観的に公正と認められる評価額に基づいたことを明らかにするために、評価額の根拠資料を秩序整然と保管しておくことが必要である。</p> <p>なお、現物寄付という特殊性から、寄贈者や購入先等に金額を確認することが困難な場合もあると考えられるが、評価額の情報の入手手段として、インターネットによる検索も活用すべきである。</p>	<p>寄付物品の評価額に関しては、物品パンフレットでの確認、販売元への照会、インターネットでの検索等により、適正な評価額の把握に努めるとともに、根拠資料の管理には万全を期すよう、平成14年12月2日の事業団経営会議において、各施設長に徹底しましたのをはじめ、その後に開催した会計事務管理者研修会、事業団経営会議においても、各施設長に徹底しています。</p>
<p>寄付物品收受の手続(飛騨寿楽苑、ひまわりの丘)</p> <p>寄付物品を收受する場合には、寄贈者から寄付物品申込書を受けて、寄付物品等記帳簿に記載しなければならないが、寄付物品等記帳簿と寄付物品申込書を照合した結果、寄付物品申込書がない事例や寄付物品等記帳簿への記載漏れの事例が見受けられた。</p> <p>寄付物品申込書及び寄付物品等記帳簿への記帳の方法を再検討し、それぞれ秩序整然と適時に記帳されるようにする必要がある。なお、寄付物品等記帳簿については、その整備を適切に行うと同時に、月次で総勘定元帳の「寄付金収入」勘定の残高との整合性を確認する作業を月次決算業務に組み入れることが望ましい。</p>	<p>寄付物品申込書及び寄付物品等記帳簿の寄付受入れ関係書類の記載及び管理に関しては、適時、適正な事務処理に努めるよう、また、月次での総勘定元帳「寄付金収入」勘定の残高との整合性を確認するための作業を月次決算業務の中で行うよう、平成14年12月2日に開催した事業団経営会議で、各施設長に徹底しましたのをはじめ、その後に開催した平成15年6月23日の会計事務管理者研修会、同年11月14日、12月15日の事業団経営会議においても、寄附物品の收受手続きを適正に処理するとともに、月次決算時での確認業務を怠らないよう徹底しましたが、今後とも内部監査等により、適正な事務執行に努めます。</p>
<p>(3)補正予算請求</p> <p>飛騨寿楽苑の「その他の仮払金」勘定を検証した結果、年度末残高はゼロであるが、年度中には多い時で、16百万円前後にまで残高が増加している。これは、支払時に経費処理をすると予算に対して支出超過となるため、暫定的に「その他の仮払金」処理し、補正予算が確定した後、当該仮払金の清算処理をしていることによるものである。</p> <p>しかし、予算化された事業計画は当該予算に基づいて事業執行されるべきものであり、月次で清算可能な仮払金はすべて清算し、正確な支出経費の額を把握する必要がある。それと同時に支出予算超過の虞ある場合には当該金額を把握して、補正予算請求等の措置を行うべきである(なお、当該処理は本部事務局においても同様に行われている)。</p>	<p>当苑は、平成12年10月に全面改築し、事業を開始しましたが、事業開始後に、利用者保護等の安全面からの緊急を要する整備箇所が多く発生し、このような会計事務処理で対応したものです。</p> <p>本来、施設の事業は、予算主義の原則のもと、行われるものであり、したがって、予算の流用は、あくまでも例外的制度であり、安易に行うことのないよう、平成14年12月2日に開催した事業団経営会議で、各施設長に徹底しましたのをはじめ、平成15年6月23日の会計事務管理者研修会、同年11月14日、12月15日の事業団経営会議においても、予算の流用については、十分留意するよう各施設長等に対し徹底しました。今後は、予算流用の基準を策定し、厳正な予算執行に努めます。</p>
<p>(4)出納関係</p> <p>出納管理 その1(寿楽苑、飛騨寿楽苑、陽光園、ひまわりの丘)</p> <p>現金出納帳及び金種表、又は、そのいずれかが作成されていない事例があった。</p> <p>資金の出納業務においては不正発生の危険度が高く、また、資金の収支は日常頻繁に行われていることから誤謬が発生する可能性も高いため、十分な管理が必要とされる。このため、日々の現金の入出金については、出納帳を作成して出納記録を残しておくことが望まれる。また、月次で行われる現金実査に際しては、単に手許現金在高を数えるだけでなく、金種毎の在高数量を整理しておく必要がある。現金実査に際して、金種表を作成して現金出納帳残高との照合を行うことが望ましい。</p>	<p>平成14年12月9日付で、「経理規程取扱要領」に、現金出納帳及び金種表の様式を定めるとともに、各施設に対し、適正に管理するよう徹底しました。</p>

平成14年度 結果の概要	左記に対して講じた措置
<p>出納管理 その2(ひまわりの丘)</p> <p>ひまわりの丘第三学園及び同第四学園においては、自立的な生活を求める利用者のために授産的な取り組みを主とした作業活動が行われている。来所者への当該作業製品の売上げ代金については、現場に1週間保管された後、出納担当者に渡されて銀行口座へ入金されているが、作業現場においては現金出納帳及び金種表が作成されていない。</p> <p>この場合、現金の総勘定元帳が現金出納帳の代わりとして利用されているが、現場で1週間保管された現金は、1週間に1度しか伝票入力されない結果、合計記帳となり、日々の出納業務の実態が把握されない。</p> <p>1週間現金を保管する条件として、現場で現金出納帳の記帳と日々の金種表の作成を義務付け、現金管理を徹底することが、内部牽制の観点から必要である。</p>	<p>平成14年12月9日付で、「経理規程取扱要領」に、現金出納帳及び金種表の様式を定めるとともに、各施設に対し、適正に管理するよう徹底しました。</p>
<p>つり銭の必要性(寿楽苑、飛騨寿楽苑、陽光園、ひまわりの丘)</p> <p>金庫内等につり銭用現金が準備されているが、当該現金は、事業に必要なつり銭を職員等個人が自ら準備しているものである。</p> <p>不正防止の観点から、現金を極力保有しない旨の指導があったため、当該指導を遵守している結果、必要な額のつり銭を個人が立替え準備しているものであるが、事業上必要である以上、施設としてつり銭を準備保有するのが望ましい。</p> <p>ただし、必要以上の現金保有を禁止し、保有すべき金額を予め定額として設定することが必要である。</p> <p>なお、当該現金についても、現金出納帳及び金種表を作成して管理すべきである。</p>	<p>平成14年12月9日付けで、「つり銭」の保有等を含めた経理規程の一部改正を行い、当規定に基づき、つり銭を適正に管理するよう各施設に徹底したのをはじめ、その後に開催した平成15年6月23日の会計事務管理者研修会において、また、同年11月14日、12月15日の事業団経営会議においても、制度の活用について、各施設長等に対し徹底しました。</p>
<p>手許現金の網羅的計上(寿楽苑)</p> <p>年度末日に入金済みの現金が、未収入金として計上されていた。これは、収入計上が、現金収受時ではなく銀行への預入時を基準として行われているため、3月31日当日の現金収入は4月1日の預け入れとなることに起因している。</p> <p>手許現金を現金として計上することなく、預け入れるべき預金口座への未入金であるとして未収入金計上されており、取引の実態を表していない。会計取引は経済的事実を反映して認識され、総勘定元帳に記帳されるべきものである。年度末日に保有する手許現金については、網羅的に「現金」勘定に計上すべきである。</p>	<p>手元現金を適正に計上するよう、平成14年12月2日の事業団経営会議において、各施設長に徹底しました。</p>
<p>預金残高の正確性(飛騨寿楽苑)</p> <p>平成14年2月度の預金残高について、総勘定元帳残高と個別の預金通帳の残高が一致していない。具体的には、3口座あるすべての預金、移行時特別積立預金、中期国債ファンドのすべての帳簿残高合計と、4つの預金口座通帳残高、中期国債ファンドの各残高の合計とは一致しているが、個別の口座ごとには一致していないものである。</p> <p>総勘定元帳の残高と個別の通帳の残高とは、月次で照合を行い、残高の一致を確認すべきである。</p>	<p>平成14年12月度から、各施設とも月々の照合確認を行うよう、平成14年12月2日の事業団経営会議において、各施設長に徹底しました。</p>
<p>(5)期間帰属の誤り(寿楽苑、飛騨寿楽苑)</p> <p>平成13年度分として未収入金に計上すべき介護報酬(本人負担分)の一部が平成14年度分として処理されており、収入の期間帰属が誤っているものがあった。</p> <p>年度末決算時に未収入金として計上すべきものが網羅されるように、未収入金計上すべき対象項目を事前にリストアップしておくことが必要である。</p>	<p>未収入金対象項目のリストを作成し、計上誤りのないよう、平成14年12月2日の事業団経営会議において、各施設長に徹底しました。</p>

平成14年度 結果の概要	左記に対して講じた措置
<p>(6)議事録の整備</p> <p>第2回理事会(書面表決によっている)について、議事録が作成されていない。理事会は、事業団の業務執行のために各理事が意思統一を図り、円滑な事務執行が行われることを目的として事業団の定款の規定により設けられたものであり、その議案は、定足数以上の理事が出席し、多数決によって決められる。</p> <p>理事会議事録は開催の都度作成し、理事会での決議や報告を明らかにする必要がある。そして、秩序整然と適時に保存し、重要事項の意思決定過程等について、当該理事会の議事録を通して確認できるようにしなければならない。</p>	<p>平成14年度第3回理事会以降、すべての理事会開催の都度、議事録を作成しています。</p>
<p>(7)勤怠管理に関する内部牽制</p> <p>寿楽苑において出勤簿の閲覧をしたところ、出張印(誤)と休日印(正)の押し間違いと思われるものが見受けられた。また、陽光園の出勤簿を閲覧したところ、公休取得のところが、その旨が未記載の欄があった。鉛筆書きで公休と表示しているところもあった。福祉施設は役務提供業でもあり、規則等ルール化されたものについては、厳格に遵守することがケアのサービス向上に直結すると考えられ、自己責任での記入捺印を徹底すべきである。</p> <p>内部牽制上は、「本人の訂正漏れ、記入漏れ」を防止するために「管理者の承認」が必要である。当施設においても、「所属長の査閲」と「給与事務担当の査閲」とがルール化され、内部牽制組織が構築されているが、「承認」及び「査閲」という牽制は機能していない。牽制制度は組織構築とその適切な運用とによりはじめて機能するものであり「承認」及び「査閲」の徹底を図ることが必要である。</p>	<p>各施設の管理監督者並びに担当者、全職員が、十分それぞれの課せられた職責を果たすよう、平成14年12月2日の事業団経営会議において、各施設長に徹底しましたのはじめ、その後開催した平成15年6月23日の会計事務管理者研修会において、また、同年11月14日、12月15日の事業団経営会議においても、内部牽制に努めるよう、各施設長等に対し徹底しました。今後、所属長と給与事務担当者の査閲を徹底し、なお一層の内部牽制に努めます。</p>
<p>【(財)岐阜県健康長寿財団】</p> <p>(1)全般的管理体制</p> <p>理事会は6回開催され、そのうち会議形式が2回で、残り4回は「書面表決」であったが、全部につき理事会議事録が作成されていた。しかし、会議形式の理事会に書面表決書及び委任状は提出されているが、本人が出席していないケースが多い。2回の会議形式の理事会への出席理事は、現員33人のうち第1回理事会は17人、第2回理事会は19人であった。</p> <p>現在、理事は各種関係団体の代表者が就任しているが、本人が出席できない場合は代理人が出席して、財団の業務執行状況を確認し、さらに情報交換等を行うべきと考えられる。</p>	<p>平成15年3月の予算理事会からは、本人が出席できない場合は、代理者の出席を依頼しています。</p>
<p>(2)会費収入の減少</p> <p>自主財源の一つである個人会費収入が毎年減少している。自主財源確保のため、会費収入の増加に努めることが求められる。</p>	<p>平成14年9月に会員名簿の整理を行い、長期未納者等継続意思のない者を除籍し、以後、真に趣旨に賛同する者の加入を募っています。</p>
<p>(3)ガイドブック</p> <p>財団が作成した「健康リゾートふれあい街道ガイドブック」の販売状況は、平成9年度に、5,000冊作成(販売価格550円)、(13年度末)残数3,454冊、帳簿価額834,141円。作成後すでに5年以上経過しており、また、販売実績もほとんどないことから資産としての価値はほとんどないと考えられる。評価損を計上するか、さらには書籍自体の処分も検討すべきであると考えられる。</p>	<p>平成15年3月31日付けで資産から除却しました。</p>
<p>(4)備品関係</p> <p>有形固定資産の減価償却に当たり、単純に耐用年数等を用いて均等償却している場合と、償却率を簿価に乗じて計算している場合とが混在している。</p> <p>統一的な基準で減価償却を行うことが必要である。</p>	<p>平成13年度の会計事務見直し時に統一を図りましたが、一部資産で見直し漏れがありましたので、平成14年度決算においてすべて統一的な基準に改めました。</p>

平成14年度 結果の概要	左記に対して講じた措置
(5) 決算書類 平成13年度の決算書類に、修正事項が検出された。修正計算書を作成して、理事会にて再度承認の手續を得ることが必要である。	平成15年3月の理事会で包括外部監査の結果を報告し、当該修正事項について承認を得ました。
(6) 経理の人員 財団は過去に統合をしていることから、経理事務も過去の財団ごとに分けて実施されていると考えられる。しかし、当該財団の規模から考えるとそれぞれ部門の業務に限定して事務を行うことは合理的と思われない。また、統合の趣旨から考えても経理事務の合理化が達成されていないともいえる。業務の統一化を図り、効率化する必要があると思われる。	平成15年4月1日付けで事務分掌を改め、業務の統一化を図りました。
(7) 契約関係 健康法実践リターゲ-養成事業の入札に当たり、封かんした入札書を受け、開札されていたが、封筒が保管されていなかった。なお、このほかに封印されていないものがあるなど不適切な処理が見受けられ、入札手續を厳格に実施するよう改善すべきである。	封筒を保管し、厳正な入札事務の執行に努めています。
(8) 組織と予算との関係 現状では、財団の組織と予算との関係は、非常に複雑になっている。これは過去に財団が統合してきたことが原因と思われるが、事業をより効率的に実施するために早急に組織と予算の整理を行う必要がある。	平成15年度の事業計画及び予算から、事業の統廃合などにより、区分を分かりやすくしました。
【(社)岐阜県農畜産公社】 (1) 受精卵の評価 棚卸資産である畜産の新技术実用化事業における和牛受精卵は個別原価法により評価されることとなっている。しかし、飛驒牧場で行われている同事業は、優良家畜育成事業と明確に事業区分されていないため、採卵、培養及び凍結保存に要する製造費用は概算で算出されており原価計算は行われておらず、1個当たりの原価の把握ができていない。	平成14年度から、受精卵の棚卸し評価は原価計算に基づく製造原価で評価し、一般農家への販売卵も東濃牧場供給卵も、同一の評価としました。
(2) 固定資産の計上漏れ 飛驒牧場での固定資産実査の結果、ラウンドペ-ラー(昭和60年6月に購入)が固定資産台帳に計上されていなかった。 なお、固定資産台帳は固定資産科目の補助簿であり、定期的に総勘定元帳の該当科目の残高と照合することにより、その実効性を確保される必要がある。	平成14年度中に、固定資産台帳に計上しました。 毎年度末に実査のうえ総勘定元帳の該当科目の残高と照合しています。
(3) 農作業受委託促進特別事業における貸付金延滞分の処理 金銭債権及び金銭債務について返済期限の到来したものを、貸付金及び借入金からそれぞれ未収金及び未払金に振替を行う処理は、管理会計上の意義は認められる。しかし、金銭消費貸借契約に基づく貸付金及び借入金については、未収金及び未払金とは性質が異なるため、返済期限の到来後も本来の勘定を使用すべきであり、実務的にも当該処理が一般的である。	今後同様の事案が生じた場合は、計上しないこととしました。
(4) 借入金の表示 農地保有合理化促進事業における借入金551,000千円が、貸借対照表において長期借入金として表示されている。しかし、当該借入金は、県からの同額の借入金を年度末直前に償還する必要があることによるつなぎ資金としての数日間の借入れであり、短期借入金として表示すべきである。	平成14年度から、短期借入金としています。

平成14年度 結果の概要	左記に対して講じた措置
<p>(5)退職給与引当金の計上不足</p> <p>退職給与引当金の計上基準は、「一般職員の年度末自己都合要支給額に相当する金額の40%を計上」とされており、平成13年度末現在、退職給与引当金は27,315千円計上されている。</p> <p>しかし、退職手当に関する支給規程は整備され、各年度末の自己都合要支給額は把握できることから、職員の勤続年数に応じて年度末での当該金額を退職給与引当金に計上する必要がある。</p>	<p>平成14年度から、退職給与引当金は職員の勤務年数に応じた年度末の自己都合要支給額を計上しています。</p>
<p>(6)価格変動等準備引当金残高の妥当性</p> <p>『農畜産公社会計規程』第39条(引当金)によると、当該引当金については「会社の経営の健全を期するため、(棚卸し用地について)毎年度引当金損失計上することができる。」とされている。</p> <p>しかし、価格変動等準備引当金(価格変動準備金)は、租税特別措置法に基づいて時限立法で設けられた政策的な準備金であり、昭和61年度の税制改正によって既に制度が廃止されており、現在は、生命保険会社等特定の業種に限って認められているのみである。</p> <p>同引当金は、負債性引当金でなく、その全額を取り崩して正味財産への振替を行う必要がある。</p>	<p>平成14年度中に、全額を取り崩して正味財産に振り替えました。</p> <p>また、農畜産公社会計規程を改正し、当該規定を削除しました。</p>
<p>(7)支払利息の計上漏れ</p> <p>優良家畜育成事業における平成13年度分の支払利息(平成13年4月1日から平成14年3月31日までの借入期間に係る)1,500千円について、発生基準によって認識されていない結果、平成14年度分として認識されているが、平成13年度において未払利息に計上することが望ましい。</p>	<p>発生基準により認識し、平成14年度分の支払利息については、補正を行い、平成14年度決算においては未払金として計上しました。</p>
<p>(8)決算書類の作成</p> <p>決算書類については、公益法人の財務の状況に関する情報公開の要であり、記載誤り等がないように事前に網羅的なレビュー及びチェックが実施されるべきであるが、「中科目の入繰による誤使用」、「誤植」及び「会計方針の記載漏れ(一部の棚卸資産に関する評価基準及び評価方法)」が見られた。</p>	<p>今後十分チェックし、再発のないよう努めます。</p>
<p>【(財)岐阜県文化財保護センター】 (現在:(財)岐阜県教育文化財団)</p> <p>(1)理事会の運営</p> <p>理事会は監査対象年度に7回開催されており、そのうち「書面表決による臨時理事会」が5回開催されている。</p> <p>理事会は寄附行為の規定に従って開催され成立しているが、「書面表決による臨時理事会」の一部について、各理事から入手した表決書の日付が臨時理事会の開催日より後日となっているものがある。</p> <p>理事会を開催するためには、出席できない理事から表決書を事前に入手することが必要である。</p>	<p>今後の臨時理事会については、計画的に実施し、表決書を事前に入手することとします。</p>
<p>(2)登記事項</p> <p>登記事項のうち「資産の総額」について、基本財産(基本金)5,000,000円が登記されていた。正確には正味財産の額14,035,326円を登記すべきである。</p>	<p>平成14年11月に変更登記をしました。</p>
<p>(3)予算管理</p> <p>予算の流用等の承認</p> <p>予算の流用及び予備費の充用が「平成13年度予算流用及び予備費の充用について(伺い)」によって年度末に一括して処理されており、その都度必要な流用及び充用の決裁が行われていない。</p>	<p>今後必要の都度決裁を受けることとします。</p>

平成14年度 結果の概要	左記に対して講じた措置
<p>補正予算の承認 平成14年3月20日に理事会で「補正予算の承認」が行われているが、毎月作成される「予算管理月報」によると、それ以前の平成13年10月に既に当初予算額からの変更が行われている。すなわち、事業実施計画について理事長の決裁を事前に受けてはいるものの、当該変更に関する理事会は後日開催された形となっており、事後承認となっている。適時に理事会を開催し、補正予算の承認を受けるべきである。</p>	<p>今後その都度理事会を開催し承認を得ることとします。</p>
<p>(4)修繕料と工事請負費の区別 整理棟の屋根の防水塗装工事に関する支出1,509千円が、「調査事業費」の「工事請負費」に計上されているが、「修繕料」に計上すべきである。</p>	<p>今後内容をよく調査し、適正な科目での支出に努めます。</p>
<p>(5)債務負担行為に該当するリース契約 平成13年度に決裁されたリース契約について、以下の事例が検出された。財団で利用する給与計算システムに係るリース契約であり、銀行系リース会社との間で締結されているものである。当該リース契約には、別紙とされた覚書により、以下の特約が付されている。 (単年度の)契約期間満了後においても引き続き物件の引渡し日から通算して48か月間継続して契約を締結するように努める。 上記にかかわらず契約を継続して締結しない場合には、(財団はリース会社に対して)48か月(既経過月分は逡減)の賃借料に相当する解約金を支払うものとする。 単年度が原則であるはずが、単年度の賃貸借契約を実質的に拘束する覚書があり、当該覚書によって、賃貸借契約による物品利用は通算48か月間の賃借を強いられることになる。すなわち、賃貸借契約書と契約継続を拘束する覚書とが別紙とされるだけであり、経済実態としては、解約不可能な取引と考えられる。 すなわち、当該取引は中途解約不能のファイナンスリース取引であり、債務負担行為に該当すると考えられ、当初の契約締結年度に債務負担行為として措置されるべきものである。</p>	<p>今後債務負担行為が必要な場合については理事会の承認を受けることとします。</p>
<p>【(財)岐阜県浄水事業公社】 (1)出納関係 現金実査表が作成されていない。現金実査表は、現金管理において重要な帳票である。金種も明らかにした現金実査表を少なくとも月末には作成し、手許現金と現金出納帳の照合を実施する必要がある。</p>	<p>平成14年12月から現金実査表を作成し、現金の照合をしています。</p>
<p>総勘定元帳に現金預金勘定しか設けられていない。総勘定元帳には、現金、普通預金、定期預金といった勘定科目を設け、現金を受け入れたときに現金として計上すべきである。</p>	<p>平成15年3月に会計規程の改正を行い、会計処理規程取扱細則により各勘定科目を設定しました。</p>
<p>(2)備品関係 県有備品について、物品台帳に記載された固有番号と備品シールの番号が一致していない。理由は、いったん備品シールが配布されたあと、台帳に記載される固有番号の変更があったが、変更後のシールが県から送付されなかったためである。県に対して速やかにシールの変更を依頼することが必要である。 県有備品については、県会計規則第92条の3に物品の照合を行う規定があり、公社は県から施設の維持管理を委託されていることを考慮し、備品について実査を1年に1回行い、現物と物品台帳を照合する必要がある。また、公社の備品についても1年に1回実査する必要がある。</p>	<p>監査の翌日に正しい備品シールに貼り替えました。現物との実査は、平成15年3月に実施しました。なお、平成15年3月の会計規程の改正で年1回以上実査するよう規定しました。</p>

平成14年度 結果の概要	左記に対して講じた措置
(3)登記簿 「登記簿に記載されている事項」を検証したところ、「資産の総額」として基本財産(基本金)40,000,000円が登記されていた。正確には「正味財産」26,584,268円の額を登記すべきである。	平成14年9月、正味財産の額で登記しました。
【財団法人地球環境村ぎふ】 (1)出納関係 2月の旅行命令書の全件について旅行命令権者の承認印もれとなっていた。また、すべての旅行命令書について発令年月日の記載がなされていない。いずれも改善が求められる。	出張予定伺に旅行命令書作成のチェック欄を設け、また旅行命令書作成後、作成者以外にもチェックするようにし、記載漏れ等のないようチェック体制を改善しました。
2月14日の大阪出張について、旅行命令書の旅行明細が記載されてなかった。記載方法の改善が求められる。	出張予定伺に旅行命令書作成のチェック欄を設け、旅行命令書作成後、作成者以外にもチェックするようにし、記載漏れ等のないようチェック体制を改善しました。
3月2日は出張していないのに誤って出勤簿に出張の印が押印されていたものが1件あった。また、2月18日、3月27日の2件の出張について、出張予定伺がない。	出張予定伺に、出勤簿の押印についてチェックする欄を設け、改善しました。

平成14年度包括外部監査結果に添えて提出する意見の概要及びこれに対して講じた措置

平成14年度 意見の概要	左記に対して講じた措置
【団体共通】 監査の意見 (3) 予算作成資料の作成 団体内部での予算作成資料について、どの部署のだれが責任をもって作成したものなのか明確になっていない。予算作成のプロセスは、重要であり、作成部署、作成者名等を明記することにより、関連した事情、状況、背景等の情報を後日調査する場合等に有効と考えられる。	予算に関連して作成された資料への作成部署、作成者氏名の明記について、平成15年3月、各中間機構に周知徹底を図りました。
(4) 委託手続の改善事項 個別の改善事項 設計金額等の算定根拠を明確にするとともに、資料として保管する。また、1者随意契約の場合は、その理由を必ず記載する必要がある。	平成15年3月、各中間機構に周知徹底を図るとともに、平成16年2月、会計事務担当者研修会で、契約事務の適正化について説明を行いました。
同一業者との長期間にわたる契約 今回の監査において、委託手続自体に大きな問題事項は見受けられなかったが、施設管理運営型の団体において、毎年同じ業者が同じ程度の金額で落札しているケースが目立った。一般に長期間にわたる同一業者への委託は、業者が現状に甘んじ、サービス向上の努力を怠り、結果として十分なサービスを受けられなくなると思われる。したがって、同一業者に長期間にわたり業務委託することによりサービスの向上が阻害されていないか検討することが必要と考えられる。	価格の競争性、サービスレベルのチェックの視点で、検討していくこととしました。
電子入札制度の導入 入札制度改革として、電子入札制度を導入することも検討すべきである。	平成16年4月より、県においては、県庁の部品調達に電子調達システムを導入する予定です。中間機構における同システムの一律の導入については、団体の事業規模、契約案件の状況が異なり、費用対効果の観点から、適当ではありません。 このため、平成18年度実施予定の県単独現地機関への運用範囲の拡大等を参考としながら、団体によって導入のメリットが認められる場合に、実施することとします。 なお、契約手続の透明性の向上については、インターネットを利用した契約情報の公開などを指導していくこととしています。

平成14年度 意見の概要	左記に対して講じた措置
<p>(5) 個人パソコンの使用</p> <p>個人のパソコンを業務に使用している例が見受けられた。ウイルス対策、情報漏えいなどセキュリティ対策の観点から望ましくない。データを消去したはずの中古パソコンから情報が復元できる事例などが最近注目されている。個人のパソコンを使用する理由は、団体所有パソコンの買替サイクルが7年となっており、最近のパソコンと比較すると機能が劣るため使い勝手が悪いことから、個人のパソコンを使用しているということであった。予算の関係もあり、改善は容易ではないと考えられるが、個人パソコンの使用を避けることが望まれる。</p>	<p>中間機構のパソコンの配置・更新については、中間機構ネットワーク協議会(事務局:県民ふれあい会館)が各団体の規模、業務内容を勘案しながら、計画的に行っています。なお、個人パソコンの使用にあたっては、同協議会がウイルス対策ソフトの定期的なバージョンアップの励行等必要な指示を行っていますが、今後も引き続き、情報漏えい防止を含めたセキュリティ対策の徹底を図ります。</p>
<p>(6) 行政評価システムの導入</p> <p>県では行政評価システムを導入中であるが、このシステムを中間機構の独自の事務事業にも適用することが望まれる。各種事業の目標に対して、その達成率がどのような結果に終わったかを把握することは、意義があると思われる。また、これらの団体は県と会計単位が全く別であることから、特定の事業に対してどれだけのコストにより目標を達成することができたのかが特に明確になると思われる。</p> <p>また、事業報告書は、団体の説明責任を果たす手段として重要なものであり、インターネットによって公開されることが望まれる。事業報告書がインターネットで公開されているのは、財団法人岐阜県民ふれあい会館のみであった。</p> <p>事業報告書で、実績を記載している例は多いが、目標を記載して、その達成度合いを記載しているものはなかった。財団法人岐阜県研究開発財団が、事業報告書ではないが、課題整理の資料の中で、目標と指標(実績)のデータを作成している例があったが、このようなデータを事業報告書に記載することが望まれる。</p>	<p>現在、県においては、中間機構等外郭団体がより一層効率的で質の高い県民サービスを提供していくための団体改革の基本方針(以下「改革方針」という。)について平成16年度当初の策定を目指し作業を進めています。</p> <p>その中で、経営目標(成果指標)に対する事業の達成度を評価し経営改革を図っていくため、事業評価制度の導入を行うこととしています。</p> <p>また、事業報告書については、インターネットで公表するよう指導しており、平成15年12月現在で、9団体実施しています。引き続き、公開を指導していくこととしています。</p> <p>【団体改革の基本方針】</p> <p>団体の自主・自立の促進、設立の趣旨に沿った事業の見直しを進めるため、今後団体を取り組むべき方向性を示すものです。</p> <p>< 主要な改革の方向性 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営ビジョンの明確化(中長期経営計画の策定) ・事業の見直し(事業評価制度の導入) ・団体運営の透明性の向上(経営情報の公開)
<p>(7) 役員服務規程の作成</p> <p>役員といえども、組織上の役割の担い手としては、職位に割り当てられた職責を遂行することに変わりはなく、具体的にどのような執務をすべきかを明確にしておく必要があると思われる。</p>	<p>中間機構に対し、平成15年4月、常勤役員の服務・就業に関する規程等を例示して、その制定を促し、全中間機構において対応を図っています。</p>
<p>(8) 施設稼働率向上の責務</p> <p>県と施設維持管理型の団体との管理運営業務の委託契約において、団体の責務として、例えば「施設の設置目的が効果的に達成されるよう努めるものとする。」といった施設の稼働率向上に団体が協力する旨について直接触れられていないケースが多かった。</p> <p>団体には、県と協働して施設の稼働率向上を図る責務も負っていることを明確にすることが必要である。</p>	<p>施設の管理運営にあたり、中間機構には単に施設を管理するだけでなく、施設がその設置目的を果たすため有効に利用されるよう運営する責務があることを、平成15年3月、各中間機構に周知徹底を図りました。</p>
<p>【(財)岐阜県イベント・スポーツ振興事業団】</p> <p>監査の意見</p> <p>(1)会計システムの検討事項</p> <p>利用料金の会計処理</p> <p>中間機構の利点は、官の視点から離れ、民間企業の利点を採用しながら効率的な経営を行うことである。そのためには、会計面においても、事業団の採算を検証できるような仕組みを確立していかなければならないと考えられる。本来、事業団の収入は、施設利用者からの利用料金であり、支出は、施設を維持していくためのコストである。これらを施設ごとに詳細に対比できるシステムを確立しなければ、採算の概念は生まれてこないと判断される。</p>	<p>平成15年度決算から、施設別に使用料と維持管理費が比較できる資料として収支計算書を作成し、事業団の採算管理に努めることとしました。</p>

平成14年度 意見の概要	左記に対して講じた措置
<p>利用料金と原価計算</p> <p>岐阜メモリアルセンターにおいて、施設毎に利用料収入とその収入を獲得するための費用が、明確に計算されていない。</p> <p>施設を管理運営するのに幾らの費用が必要とされているかを県民に提供し、県民の事業継続に対する意思決定資料として有用な情報を提供すべきであると考え。</p> <p>コストに対する意識改革を事業団全体で再認識すべきであると思われる。</p>	<p>平成15年度から、適切な算定方法とし、コストの把握に努めています。</p>
<p>特別修繕引当金</p> <p>明確な大規模修繕計画が作成されていない。また、これに対応する修繕費の引き当てが認識されておらず、修繕引当預金も確保されていない。</p> <p>大規模な修繕計画を立案し、修繕費を毎年発生主義的に費用として認識し、また、資金面でも将来の支出に備えて積み立てておくことは必要と考えられる。</p> <p>管理する施設が大型である事業団は、他の中間機構と比較しても特に修繕計画は重要と判断される。事業団は施設の維持管理者として、少なくとも県に対して具体的な中長期の修繕計画を立案し、将来の修繕費用を見積り計算することにより、県に対して修繕費用資料と財源の計画的な確保を働きかけていく必要がある。</p>	<p>中長期的施設整備計画の策定は平成24年度に開催予定の岐阜国体に向けた県の施設整備計画と密接な関連を有するため、必要な財源確保の依頼とともに、県と協議のうえ進めていくこととします。</p> <p>なお、各施設の修繕にあたっては、今後とも計画的な整備に努めます。</p>
<p>(2)委託費の推移について</p> <p>委託先について、毎年同じ業者だと前年度に指摘されなかったから、当年度も改善しなくても問題とならないと判断し、サービス向上の努力を怠ることもありうる。</p> <p>一般に、長期間にわたる委託契約は、業者が現状に甘んじ、サービス向上の努力を怠り、結果として県民は十分なサービスを受けられなくなると思われる。したがって、同一業者に長期間にわたり業務委託することによりサービスの向上が阻害されていないか検討すべきである。</p>	<p>引き続き、県民に十分なサービスが供給されているか常に点検するとともに、監督強化などにより委託業務の適正な執行を確保していきます。</p>
<p>(3)長良川スポーツプラザの改善案</p> <p>長良川スポーツプラザは県から管理委託を受け経営している。収入増加のための方策として、利用料金の見直しが考えられる。</p> <p>月次の利用状況を見ると、12月、1月が少なくなっているが、これは、12月28日から1月3日までの休館が主な原因であると思われる。この前後は、比較的宿泊客が多いことから、今後は、年末年始も営業することも検討する必要がある。7月、8月が多いのは、スポーツが夏に盛んなためであり、3月も春休みがあるため多くなっている。出張、観光目的の利用者には、受益者負担の観点から料金を見直すとともに、季節、土日料金の弾力的な料金体系を定め、さらに年末年始も通常営業することが、収入アップのために求められる。</p> <p>一方、支出の方は、その半分以上を占める委託費を下げる努力が必要である。また、プロパティ職員も今後、年齢とともに給与水準が上がっていくため、根本的な給与体系の改善が求められ、人件費の総額を抑える方策が必要と考えられる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 料金体系を利用目的による2区分(スポーツ利用と一般・ビジネス利用)に見直しました。 ・ 季節、土日料金の設定及び年末年始営業については、過去の実績から難しいと考えるが、引き続き県と協議しています。 ・ 収入増加のための方策として、インターネットによる情報提供、その他誘致活動等を今後も続けていきます。 ・ 支出削減については今後とも経費節減等に努めていきます。
<p>(4)世界イベント村運営協議会について</p> <p>世界イベント村運営協議会(以下「協議会」という。)の事業収支計算書を検証したところ、詳細な勘定科目はなく、事業ごとの単位のみで収支計算書が作成されていた。予算や計画のより適切な執行のためには、広告費や消耗品費といった勘定科目を使用した計算書を作成することが求められる。</p>	<p>協議会の主な事業は各種イベントの実施であり、柔軟な事業展開が必要です。このため、年度当初に事業区分・会計科目ごとに予算を設定してもすぐ変更が必要となるため、事業単位のみで会計処理をしています。この会計処理方法は、協議会の財務規程第5条第2項「県の諸規程を準用することが協議会として著しく不相当と認められるときは、事務総長が専決でその事務処理方法を決定することができる。」の規定を適用しています。</p>

平成14年度 意見の概要	左記に対して講じた措置
<p>また、協議会の事務局は事業団の職員が行い、予算は県の農林商工部から協議会へ直接措置されている。イベントを行う目的で事業団の中に事務局がある協議会であるため、組織体制に併せて事業団を通して予算措置する方が、イベントの実績が事業団の実績として把握しやすいと思われる。現状ではこの協議会は、あくまでも別団体のため、実質的には事業団の実績であっても、形式的には協議会の実績になると考えられ、予算措置方法について検討されることが望まれる。</p> <p>さらに、経理事務についても事業団が一括して行うことにより、効率的な事務作業が可能になるとと思われるため、経理業務のあり方に見直しが必要である。</p>	<p>協議会の事業は予算経理事務を含め、むしろ事業団とは明確に区別すべきです。</p>
<p>(5)目標管理 事業実績報告書において、利用実績は記載されているが、当初どのくらいの利用を目標としているのかは記載されていない。どの位の稼働率を目標とするのか計画し、稼働率を増加させるインセンティブを確保することが求められる。</p>	<p>平成15年度の目標数値を平成14年度内に設定し、理事会に諮るとともに、目標数値と実績数値とを比較したものを平成15年度の事業報告書に記載することとし、稼働率を増加させるインセンティブを確保するようにしました。</p>
<p>(6) 施設稼働率向上の責務 県と事業団との間で取り交わした「岐阜メモリアルセンターの管理に関する委託契約書」を検討した結果、事業団の責務は、「常に善良な管理者の注意をもってメモリアルセンターの維持管理に努めるものとする」ということ、さらに「メモリアルセンターの設置目的が効果的に達成されるよう努めるものとする」とされている。</p> <p>事業団は、施設の維持管理を受託しているのみであり、契約書によると、事業団には施設の稼働率向上についての責務がないようにも解釈される。しかし、実態としては、現場施設を管理し、利用者に最も接する機会が多い事業団に、施設の稼働率向上についての責務がないとはいえないと判断される。</p> <p>事業団にも県にも当然に施設の稼働率向上についての責務があると考えられる。委託契約書の中で、例えば「県とともに事業団は設備の稼働率向上に努める」などの文言を入れ、県と事業団が連帯して施設の稼働率向上についての責務があることを明確にすべきである。</p>	<p>平成15年度の委託契約書に「県と協力し施設の利用促進に努める」との文言を入れ、事業団にも責任があることを明確にしました。</p>
<p>【(財)岐阜県産業文化振興事業団】</p> <p>監査の意見</p> <p>(1)委託契約 オリブランド広告事業及び会館舞台操作管理業務において、設計金額は、過去の実績単価を参考にして決定しているが、過去の実績単価の算定根拠を明確にし、積算時点での相場等を反映できるようにすべきである。</p>	<p>できる限り客観的データを利用して積算することとしました。</p>
<p>織部賞授賞式開催業務及びTAKUMI工房家賃・共益費において、設計金額の算定根拠が不明確な点があり、算定根拠を記録に残すべきである。</p> <p>また、TAKUMI工房パンフレットでは、算定根拠が担当者メモとして残されていたが、正式な記録として残すべきである。</p>	<p>算定根拠を正式な記録として残すこととしました。</p>
<p>NYデザイン2001企画展示委託において、支払先が海外の業者であったため、源泉徴収の必要性の判断に時間を要し、平成13年8月31日履行確認したが、平成14年1月30日に支出が行われている。</p>	<p>支出までに時間を要したのは、源泉徴収の取扱いについて、税務署との協議や、米国での取扱いの確認に時間を要したためです。取扱いの確定後に、本人の了解のもと、請求書を受領し支出しました。</p>

平成14年度 意見の概要	左記に対して講じた措置
<p>会館警備業務の設計金額が落札金額と乖離していた。設計金額と落札金額の乖離が大きな場合には、設計金額の算定に問題がなかったか検討を加え、次回の設計金額の算定、予定価格の設定に役立てる必要がある。</p>	<p>警備業務は機械化が進んでおり、業者が当初に設備投資を要する業務については、前年度の落札金額を踏まえ、設計金額を算出し、予定価格を設定することとしました。</p>
<p>指名競争入札は、概ね5者以上とされているが、会館緑地管理業務及び岐阜アリーナ音響設備保守点検業務では4者となっている。この場合には、その理由を記録に残すべきである。</p>	<p>選定業者について、その業務内容や事業場所から4者になったものですが、今後は、選定理由をより詳細に記載して記録に残すこととしました。</p>
<p>入札参加資格者名簿登載者以外の者を指名しようとする場合、その理由を記載することとされているが、会館機械設備保守点検業務においては、記載されていない。</p>	<p>設備設置業者として機械設備への精通性等から当該指名業者としましたが、今後は、指名理由を記載することとしました。</p>
<p>岐阜アリーナ清掃業務において、積算根拠が「積算物価」等の根拠に基づいていない。</p>	<p>前年度実績を勘案して積算しましたが、今後は客観性のある積算根拠に基づき積算することとしました。</p>
<p>「キッパライズ」公演に係る業務において、仕様書が整備されていない。</p>	<p>平成13年度は、一部仕様書を整備しない部分がありましたが、県民参加型の新規事業であり、団体等と事業内容を協議しながら進めました。なお、平成14年度は、仕様書を整備しました。</p>
<p>岐阜アリーナ消防設備保守点検業務において、見積書は金額だけでなく、時間・賃率等の内訳を入手し、今後の設計金額の算定に役立てるべきである。</p>	<p>県の会計規則に基づいて業者選定を行っていますが、見積書の内訳も徴収し、今後の設計金額の算定に役立てます。</p>
<p>金額が10,000千円以上の委託先の契約金額、契約方法、契約先業者は、入札業務自体に問題はなかったが、結果として、すべての契約が5年間同一の業者であり、同一業者に長期間にわたり業務委託することにより業者のサービス向上意欲が阻害されていないか検討することが必要と考えられる。</p>	<p>受託業者が確実に契約内容を履行しているかについて、検査を厳格に実施しています。</p>
<p>(2)ハビジョンホール鑑賞事業 未来会館が開設された平成6年当時と比較すると、通信・放送を取り巻く環境は変化している。特にアナログ式のハビジョンについては廃止される見通しである。ハビジョン自体も一般の家庭電化製品の販売店で入手可能な段階までになっており、ハビジョン映像の啓蒙、普及の目的についてその達成度を再度検討する時期にあるのではないかとと思われる。</p>	<p>ハビジョン映像の紹介を主眼に実施してきた事業ですが、今後は子どもを対象とした文化活動に関するワークショップ(例えば華道、茶道、着付け)を映像記録として残し、学校や文化団体で活用できる事業など、映像技術を生かした事業に取り組むこととしました。</p>
<p>(3) マルチメディア工房 マルチメディア工房内の機械設備は、平成7年以前に設置されており、技術革新が進んでいく中で、設備の老朽化が著しいと思われる。また、過去2年間の「マルチメディア工房・機器使用実績」を検証した結果、外部の利用者が少なく、施設の有効な利用がなされているとは言い難いと思われる。なお、このマルチメディア工房費は、平成13年度で13,305千円支出されている。 マルチメディア工房は、ソフビアジャパン、岐阜県立図書館他でも事業内容は異なるものの、「高度情報基地ぎふ」のキーワードを基に事業が展開されており、これらの事業に統合していくか、高画質映像製作事業は民間に委託するように方針転換し、未来会館のマルチメディア工房事業のあり方について再検討が望まれる。</p>	<p>設備の更新には膨大な経費がかかることから、今後は、現有施設を利用しながら、岐阜県に縁のある人物や催事を収録して後世に残す事業の新規実施や、人材の養成支援のための研修事業の見直しに取り組むこととしました。</p>
<p>(4)アクティブGの人材供給 アクティブGは、地域のデザイン性の向上が目的の一つとされている。このような店舗のデザイン等は、人の感性に依存する部分が多いことと考えられるが、現在、県職員が派遣され、アクティブGの企画作業に従事している。今後、例えば異動により短期間で担当者が替わるとなれば、デザインなどのノウハウが蓄積されず、アクティブGの人材供給のあり方について懸念される。</p>	<p>現在、企画展示など専門的知識、センスを要する業務については、事業団の専門職員(事業団顧問、嘱託デザイナー)と外部の事業者で実施しており、引き続き民間事業者を活用していきます。</p>

平成14年度 意見の概要	左記に対して講じた措置
<p>(5)経営評価への取り組み</p> <p>産業・文化の振興という目的は、定量的に把握が難しいことも考えられるが、成果指標がないと何をどこまで達成すればよいのか判断がつかず、結局、事業団の業績が客観的に評価されないことになると思われる。早期に複数の成果指標を立案し、PLAN DO CHECK ACTIONのサイクルを確立するとともに、将来的には、行政コスト計算をして成果報告書を作成することが望まれる。</p>	<p>県の基本方針の方向性が決定され次第、その内容に合致した具体的な成果指標の立案を検討していきます。</p> <p>なお、過去の入場者数、稼働率などの数値データは収集を行っています。</p>
<p>(6)自主企画事業の民間委託</p> <p>事業団は、主として公益性の観点から公演内容を企画立案するとともに、公演運営リスクの民間転嫁の可能性を追求し、共催事業という形で補助金を支出し、補助金に上限を設けることで行政側のリスクを限定することが考えられる。この方法により民間企業は、採算が悪い公演は避けようとするとともに、コスト縮減を図るために入場者数を確保するインセンティブが働くと思われる。</p>	<p>未来会館自主企画事業は、長良川ホールを活用した「県民の文化振興」を目的としており、事業運営財源は県からの補助金、民間の助成金及び入場料収入です。この条件の中で、できるだけ多様、多数の県民に舞台芸術の鑑賞機会を提供するためには、事業費の確保が重要であり、収入の増加及びコストの削減に努力しています。</p> <p>しかし、目的に即した事業実施を促進するためには、「売れる」ことだけを基準に企画しない入場料(特に子どもを対象としたもの。)はできるだけ低く抑える収入を想定しない企画も実施することが必要です。</p> <p>また、従来、プロモーターに委託するステージ公演を主体に企画してきましたが、市町村立の類似施設による自主事業が充実してきた状況を踏まえ、独自の企画による県民参加のできる事業を増加していく予定にしています。</p> <p>また、長良川ホールは450～500席しか確保できないため、県民文化の振興の観点から不採算部門の公演も余儀なくされており、公演運営リスクを民間転嫁するという点については、収益率を重視する民間企業が受け入れることは困難であると思われます。事業団と類似した趣旨で事業を実施する各種団体とは共催事業を展開しており、コスト削減に効果を上げています。</p>
<p>(7)飛騨・世界生活文化センターの計画と実績との比較</p> <p>利用率については、飛騨地域の人口特性から、県庁所在地等の人口集積地とは単純に比較はできないが、少なくとも立案された計画について、どこに問題があったのかを分析し、需要の見込み違いがあれば、今後、どのようにすれば正確に予測することができるのかを検討する必要がある。例えば、マーケティング等を実施して民間ノウハウを取り入れたり、経営状況について専門家のチェックを受けるなどなど慎重な対応が求められる。</p>	<p>平成15年度に県営施設経営指導担当顧問を設置し、飛騨・世界生活文化センターに常駐させ、民間の経営ノウハウなどアドバイスを受け、結果として利用者数が増えています。</p>
<p>(8) 飛騨・世界生活文化センターの展示品</p> <p>収蔵庫などにある展示用の品について実査をしたところ、平成8年度に取得した外国製の木製美術品がかなりの点数あったが、展示はまだなされていない。</p> <p>今後の展示予定を質問したところ、開館から1年以上経過しているにもかかわらず、一部を除き具体的な展示計画が作成されていないかった。</p> <p>早期に当センターの展示品として活用されることが望まれる。なお、飛騨地区は「木の文化」が伝統であり、諸外国の「木の文化」を紹介しようとする目的で購入されたものであったが、飛騨の魅力とそれに関連ある世界の魅力をアピールする良い展示方法が期待される。</p>	<p>収蔵品の展示方法の検討を進め、平成14年10月～11月に企画展(民族衣装の展示)を実施しました。また、4つの常設展示室をはじめ、廊下、エントランスホール等での展示により、センターのギャラリー化を図っています。また、平成15年5月～6月に企画展(アフリカの世界)を実施しました。</p>

平成14年度 意見の概要	左記に対して講じた措置
<p>【(財)岐阜県民ふれあい会館】</p> <p>監査の意見</p> <p>(1) ふれあい会館の機能別原価 ふれあい会館の建物は、サランカホールのあるホール棟、自治大学・放送大学等のある第2棟、ふれあい会館の事務室及び貸会議室、各団体の事務室のある第1棟に区分されている。しかし、各棟ごとの維持管理費等が把握されていない。また、清掃代等の維持管理に係る費用も財団全体の費用として集計されている。各棟により機能が異なるため、事業ごとの採算を把握するためには、棟ごとに個別に発生している原価を計算する必要がある。共通経費については適切な按分基準を設定し、原価の把握に努めるべきであると考え。コストの発生とその責任について明確に評価できるシステムの導入が必要と思われる。</p>	<p>平成14年度決算から、共通経費については適切な案分基準を設定し、決算額に基づき原価を計算し、事業ごとの採算を把握することとしました。</p>
<p>(2) 委託契約 設備管理業務において、設計金額は、事務手続上は適正に算定されているが、コストダウンについての検討が十分とはいえない。また、契約保証金納付免除伺書の該当条項が適切でない。</p>	<p>設計金額については、適正なコストダウンに努めます。 また、契約保証金納付免除伺書には、より確実に適切な該当条項を記載できるよう様式変更を行いました。</p>
<p>舞台操作業務において、随意契約1者の理由書が添付されていない。また、仕様書に沿った見積書を徴収すべきである。</p>	<p>平成14年度から、理由書を添付し、仕様書に沿った見積書を徴収しています。</p>
<p>ホール自主事業出演委託において、積算書の作成に当たり交渉記録を残すべきである。</p>	<p>必要に応じ、交渉記録を残すこととしました。</p>
<p>観葉植物賃貸借において、会館開設(平成6年)から物価スライドで設計金額を算定している。随意契約1者であり、他県の業者から参考見積りを徴収するなどにより市場調査をすべきである。</p>	<p>平成15年度から、設計金額の算出にあたっては、市場調査及び物価資料を考慮しています。</p>
<p>金額が10,000千円以上の委託先の契約金額、契約方法、契約先業者は、入札業務自体に問題はなかったが、結果として、すべての契約が5年間同一の業者であり、同一業者に長期間にわたり業務委託することにより業者のサービス向上意欲が阻害されていないか検討することが必要と考えられる。</p>	<p>受託業者が確実に契約内容を履行しているかについて、検査を厳格に実施しています。</p>
<p>(3) ハイオルガンの利用(サランカホール) ハイオルガンの演奏はサランカホール運営の基本戦略の一つであるにもかかわらず、演奏を一般の人が聞く機会是非常に少ないといえる。できるかぎり大勢の人が演奏を聞く機会を増やす方法を検討する必要があると思われる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成15年度も引き続いてサランカホール自主事業ランチタイムコンサートの中で、ハイオルガンコンサートを全6回企画しました。 ・ 平成15年度は開館10周年にあたるため、夏休みの1週間を「ハイオルガンウィーク」と称し、次の催物を企画しました。 8/7,8 青少年のためのコンサート 8/7 夕涼みオルガンコンサート ・ 貸館時の式典等にオルガン演奏を加えてもらうよう薦めるとともに、個人のオルガン練習での使用を呼びかけています。
<p>(4) 貸会議室の利用者データ(ふれあい会館) 今回は特に調査した結果、貸会議室の利用内容が把握できたものであり、今後は、利用者別内訳を詳細に作成しておき、さらには、ふれあい会館利用の説明として事業報告書などにより開示されることが望まれる。</p>	<p>平成14年度事業報告から、利用者データを報告・開示しています。</p>

平成14年度 意見の概要	左記に対して講じた措置
<p>(5) サラマソホールの自主事業の収支</p> <p>自主事業の目的に沿って、どのような公演を開催していくかを検討し、事業費のバランスを取りながら、経費の節減に努め、県費負担をできるだけ少なくする必要があります。</p> <p>また、外部資金の導入についても、現在合計6社ほどの企業や団体からそれぞれ特定の公演に対して継続的に助成金や共催という形で支援がされているが、今後さらにより広く外部資金の導入に努める必要がある。さらに、県費負担割合を減少させる方法として、貸ホール事業で民間による公演が開催されるよう、運営面での努力が必要と考えられる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自主事業の年間計画は、専門家のアドバイスや入場者アンケート調査を参考に企画しています。さらに、公演ごとに入場者数や収支の目標を掲げ、その達成に努めるとともに、公演終了後、その達成度を総括し、次回の企画運営に活かしています。 ・ 県費負担軽減のため、積極的に外部資金の導入に努めており、平成14年度は4つの団体、企業から1,200万円余の支援を受けました。 ・ 当ホールの優れた音響特性に注目して、クラシック音楽のCD録音の場所として利用されるケースが増えるなど、多様な有効利用を積極的に働きかけています。 ・ 平日利用を増やすため、平成14年度から県内の小中高校が平日に音楽的行事を行う場合にホール使用料を減免できる制度を設け、一層の利用促進を図っています。
<p>【(財)岐阜県国際バイオ研究所】</p> <p>監査の意見</p> <p>(1) 独自研究事業の内容及び決定方法</p> <p>財団では、数少ない研究者の努力の結果、医療系バイオ分野での研究実績を積み上げ、一定の成果が挙がっている。</p> <p>しかし、設立当初、全国的に遅れていた岐阜県の「遺伝子操作を伴うバイオ部門」の研究開発に重点を置き、その成果を早急に得て全国的な知名度を高めるために、採用された研究員の専門分野を重視した研究テーマの選定がなされてきたと考えられる。</p> <p>設立から7年経過し、ある程度の研究基盤が確立されてきており、今後は、財団の主たる目的である地域住民の健康福祉の向上、地域産業の活性化等への貢献をより一層視野に入れた研究テーマを選定し、また、それに必要な研究者の公募等も検討していくべきであると考えられる。</p>	<p>平成14年度からは、県がコーディネートする健康有用物質を健康食品や製薬として利用することを目指す研究開発などに、県内企業、大学等と連携を図りながら取り組んでいます。</p> <p>また、研究員の公募については、必要の都度公募要領により対応することとし、平成15年9月からの1名の欠員補充については、主任研究員の公募という形で、当財団及び科学技術振興機構のホームページを活用して募集を行いました。</p>
<p>(2) 独自研究事業単位での事業評価</p> <p>独自研究事業に対する事業評価が行われていない。財団の限られた経営資源を効率的かつ経済的に配分するためには、各研究事業の成果の測定が必要である。事業評価のための定量的な指標を定めて、少なくとも、年度ごとの事業評価を行うべきである。</p> <p>指標としては、周辺特許の出願件数や関連論文の発表件数など可能な限り客観的な数値によることが考えられる。</p> <p>また、人件費をはじめとした原価が個別研究事業ごとに把握されておらず、財団全体でしか把握されていない。費用対効果を正確に把握するために、発生主義会計による適正な期間費用を認識するとともに、合理的な按分基準等を定めて、研究事業ごとの個別原価を把握する仕組みを整備すべきである。</p>	<p>平成14年度から、特許の出願件数や関連論文の発表件数など定量的な指標を定めました。</p> <p>また、事業評価については、平成15年12月5日に軽部征夫東京工科大学バイオ工学学部長を委員長とする外部評価委員会を開催し、外部評価を行いました。</p> <p>人件費を含めた個別研究事業ごとの原価の把握については、平成15年6月から、公益法人会計ソフトを導入し、人件費を含めた個別研究事業ごとの損益の把握についても当該システムの中で可能にしました。</p>
<p>(3) 特許権及び特許権許諾収入に関する方針</p> <p>特許使用許諾収入は発生していないが、今後、発生した場合には、自主事業としての収益が生ずることになる。</p> <p>収益事業を行うには、寄附行為で所定の事業の見直し、収益事業の区分経理、所轄税務署等への届出等が必要になる。</p>	<p>必要に応じ所定の手続を行います。</p>
<p>(4) 事務用品等の物品購入</p> <p>市内の業者を利用しており、一律定価の20%引きで購入しているが、納期は必ずしも短期ではない。</p> <p>既に、一部の間接機構で利用されているように、インターネット通販業者を利用すれば、価格面での経済性及び納期も翌日となり効率的であり、購入時に検討することが望まれる。</p>	<p>日常使う低価格品については、御嵩町という中山間地における立地から地元業者育成を考慮し、購入していましたが、平成15年度から各務原市に移転しましたので、インターネット通販業者も含め、3～4社の中から経済性、効率性を検討し、購入するよう努めています。</p>

平成14年度 意見の概要	左記に対して講じた措置
<p>(5)主要簿及び補助簿等の記載 元帳、補助簿、予算整理簿等がすべて手書きで記載されている。金額の集計等を手計算で行うため、元帳及び補助簿の記載、予算整理簿の記載等に時間がかかる。また、集計ミスが発生する可能性もあり、事務作業上、非効率である。また、部門別に収支を把握する場合には、いっそう集計が煩雑となる。</p> <p>事務作業及び部門別収支の把握を正確かつ効率的に行うために、パソコンを利用した会計システムを導入することを積極的に検討するべきである。</p>	<p>平成15年6月から、パソコンを利用した会計システムによる元帳、伝票のシステムを導入し、予算管理、部門別収支の把握をしています。</p>
<p>(6)物品の支払関係 平成13年度の物品購入は、4件中3件が同じ業者からであったが、業者の納品の検査日、請求日、支払日は、納品の検査日から請求日までの間隔にかなりばらつきがあった。その理由は業者の請求が遅れることがあるためであった。</p> <p>通常、業者は毎月、締日、請求日を設定している。定期的に請求、支払がなされないと二重支払の虞が生じ、また、実際の納品は納品日より遅れているのではないか等の疑義が生じる可能性もある。業者と支払条件を確認し、定期的な支払をするように改善すべきである。</p>	<p>業者に定期的な請求をするよう要請しました。また、定期的に支払うよう努めます。</p>
<p>(7)物品購入関係(試薬について) 支出金調書をレビューした結果、研究用試薬の購入において、1か月に5回ほど発注があったが、2社から見積りを入手してはいるものの常にA社との取引となっている。さらに、A社からの請求は納品から相当遅れていた。合見積りを行い、1回の発注も160万円未満であり、また、支払は請求後遅滞なくなされているため、購入手続自体に重大な問題はないといえるが、以下の点を検討すべきである。</p> <p>請求書は、定期的に発行させること。 見積り業者を入れ替えるか、あるいは業者の数を増やすことを検討すべきである。 1か月に5回も、かつ毎月注文しているが、まとめて注文することができないかを検討すべきである。 同じ物を反復して注文するのであるなら、単価購入契約という方法もあるため、購入価格を下げる努力がなされるべきである。</p>	<p>定期的に請求書を発行するよう依頼しました。 また、試薬等のように毎月購入するものについては、競争入札により、単価契約することとし、平成14年度から一部実施しました。今後、さらに品目の拡大を図り、経費削減に努めます。</p>
<p>(8)課題の整理 自立性 平成13年度の外部団体経営評価資料によると、「自己収入が少なく補助金依存体質」になっているといえる。県の財政も今後、厳しくなると予想されるので、研究機関であっても、自立性を高めることが要求されている。</p>	<p>平成15年度から、民間受託事業や特許実施料、外部資金等の増加を図っています。ちなみに、平成15年度の民間受託事業費は平成14年度に比べ1,800千円増加(1,000千円 2,800千円)しています。</p>
<p>効率性 今後研究実績等何らかの評価制度を導入することも検討の余地がある。</p>	<p>平成14年度から、特許の出願件数や関連論文の発表件数など定量的な指標を定めました。また、事業評価については、平成15年12月5日に軽部征夫東京工科大学バイオクス学部長を委員長とする外部評価委員会を開催し、外部評価を行いました。</p>
<p>また、事務職は平成13年度末で、県からの出向が2人、日々雇用が1人であり、出向者に対する給与は県から直接支払われるため、財団の支出には時間外手当のみが含まれている。結果として、実際にどれだけ管理費が発生しているのか判断できない。これらの人件費も財団の収支計算書に受入れ、実態を明確にすることが望まれる。</p>	<p>県派遣職員に係る人件費を収支計算書の欄外に表記し、人件費の総額がわかるようにします。</p>

平成14年度 意見の概要	左記に対して講じた措置
<p>計画性 単年度で研究事業ごとに計画と実績との比較は行われていない。また、研究事業は長期間を要し、事業の進捗管理をする必要がある。</p> <p>また、平成14年度から、「研究事業の経過・成果と今後の展開・目標」が文章形式で各部ごとに提出されているが、単年度の計画は記載されていない。</p>	<p>平成14年度から開始した特許出願件数、論文発表数等の目標数(指標)に対する進行管理を四半期ごとに行い、所管課へ報告しています。また、平成15年12月5日に開催した外部評価委員会で全般的な評価を実施するとともに、理事会において単年度ごとの研究事業の計画と実績を報告し、承認を得ることとしました。</p>
<p>【(財)岐阜県研究開発財団】</p> <p>監査の意見</p> <p>(1)現物実査の方法 同じ建物内にある備品などの固定資産を県(科学技術振興センター)と財団が施設のエリアを分けてそれぞれ独自に実査を行っているが、同じ施設内の備品等の管理方法として合理的とは思われない。</p> <p>施設全体の管理を委託されている財団がまとめて現物の実査をすることを検討してもよいと思われる。</p>	<p>実際に備品を管理・使用している機関が実査するのが望ましいので、建物にある全ての備品を財団で実査することは困難ですが、貸出用の会議室等に関連する備品は、平成15年度から財団が実査することとしました。</p>
<p>(2)委託契約 設備管理業務、警備業務、清掃・環境衛生管理業務、受付業務において、設計金額、予定価格が前年度実績のままであり、前年度の見積り明細等を精査し算定すべきである。</p>	<p>予定価格等は毎年見直し、その経緯を書類に残すこととしました。</p>
<p>システム保守管理業務及び先端科学技術体験センターの清掃業務、設備運転管理・保守点検業務、受付・案内業務において、積算根拠の基礎資料を残し、積算が適切に行われていることを記録に残すべきである。</p>	<p>積算根拠の基礎資料を、決裁書にとじ、記録として残すこととしました。</p>
<p>設備管理業務、システム保守管理業務等において、見積書に日付が入っていない。また、日付がない場合は、受理日印を押すことになっているが、押されていない。</p>	<p>見積書に日付がない場合は、受理日印を押印することを徹底しました。</p>
<p>警備業務において、見積明細が仕様書の内容に合っていない。</p>	<p>財団が作成した積算書と業者の作成した見積書の明細が異なっている場合は業者に内容を確認しています。また、財団の積算方法の見直しの参考としています。</p>
<p>清掃・環境衛生管理業務において、契約審査会で設計金額が適切かの検討が必要であるが、調書にその金額の記載がなく、予算額が記載されている。</p>	<p>契約審査会で設計金額の妥当性も検討することとしました。</p>

平成14年度 意見の概要	左記に対して講じた措置
<p>(3) インタープライズ 岐阜</p> <p>岐阜県では、ベンチャー企業支援システムとして企業の成長段階に合わせたきめ細かいサポート体制が確立されている。これらは、県農林商工部、県科学技術振興センター、財団法人岐阜県産業経済振興センター、財団法人ソフピアジャパンなどが統一目標を掲げてそれぞれの業務を担当する仕組みとなっている。</p> <p>平成11年度以前はそれぞれの組織が別々に活動していたとの反省から、平成12年度は、各機関の担当部課長で構成されている「インタープライズ 岐阜調整会議(隔月開催)」や「ワストップサービスインストラクター研修会」として連携体制が設立された。しかし、会議の議事録、研修会の内容を見ると、講習会と各機関の説明が中心となっており、内容も充実したものとなっていないと思われた。ベンチャー企業支援についてより統一化された具体的な戦略を立案していく必要があると思われる。</p> <p>ベンチャー企業自体が少ないと思われる現在の状況において、各組織が、それぞれ独立して活動することは、望ましいとは思われない。これに対し、財団法人岐阜県産業経済振興センターは既存の中小企業を担当し、また、財団法人ソフピアジャパンはIT関連を担当しており、さらに各務原のテクノプラザは「もの」作りの会社を支援していくことから役割がそれぞれ異なるとの意見もあったが、実際エンタープライズの活動内容を見ると特にそのような区分がなされている訳ではない。</p> <p>今後は、各支援機関の連携を強化し、総合力を発揮できる支援体制を整備するとともに、ベンチャー企業のデータベース等の共有化を行うことが期待される。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成15年度は、インタープライズ 岐阜の各支援機関の年間イベントの調整を図り、イベントカレンダーとしてホームページに掲載しました。 ・ ワストップサービスインストラクター研修会については、利用者がどの支援機関を利用しても、同じ回答が得られるよう、研修内容を充実しました。 ・ ベンチャー企業の成長スキームを高めるため、平成15年度新規事業として「ベンチャー企業総合サポート事業」を実施しました。 ・ ベンチャー企業のデータベースについては、今後、総合サポートチームの中で共有化していく手法を検討していきます。
<p>(4) 財団の独立性</p> <p>現状の財団の組織実態を見ると、財団事務局はテクノプラザ本館の中にある一方、先端科学技術体験センター、音楽療法研究所は、瑞浪市や県庁の近くにあり全く別の場所にある。インタープライズ 岐阜の事務局はテクノプラザ本館の中にあるものの、独立性を確保した状態で事業を展開していると思われる。</p> <p>また、科学技術振興センターが県の現地機関として、テクノプラザ本館に約30名程常駐し、財団事務局はそのすぐ隣に位置している。しかも、実際に財団の事務事業を行っているのは、県から派遣された県職員がほとんどである。</p> <p>このように財団は、多方面に事業を展開している一方、テクノプラザ本館の中においては、県の組織と一体化しているともいえる状況にあると考えられる。すなわち、県の機関である科学技術振興センターが常駐しており、テクノプラザ本館の運営にかかわれる状況下で、財団が施設の維持管理を受託し、研究開発事業の補助を行う合理的な理由が明確ではない。また、同センターが、先端科学技術体験センター、音楽療法研究所等の事業を直接運営しても、特段の支障があるように思われない。</p> <p>財団形式であると、理事長をはじめ事務局の person 費、光熱費等が必要になり、間接コストの発生が避けられない。今後は、産学官がより協力関係を確保できるよう事業内容を充実させ、インタープライズ 岐阜の機能を向上させるなどして、財団本来の目的を追求し、上記の間接コストを十分に上回る成果を県民に説明できるよう一層の経営の改善が期待される。</p>	<p>平成14年度包括外部監査以降に、国においては試験研究、施設管理等を行うことができる地方独立行政法人法の制定、民間の法人などに施設の管理委託を可能とする地方自治法の一部改正が実施されたため、中間機構を含む試験研究機関、施設管理等の在り方について、県は全体の機構の見直しの中で検討しています。</p>

平成14年度 意見の概要	左記に対して講じた措置
<p>(5)貸し館の状況</p> <p>テクノプラザ本館の貸し館の状況について、この3年間の推移をみると、利用率は、回数ベースで12.2%(平成13年度)と低迷している。しかも、当初は岐阜県の科学技術を振興させ、地域の高度化、新技術、新産業の創出を図るために主に施設内のベンチャー企業に利用してもらうことを想定していたが、管理台帳によると、実際の利用者は、地元などの一般企業の利用が半分以上である。</p> <p>施設の利用率が低いことは、改善されなければならない事項であり、また、本来のベンチャー企業育成のための趣旨に沿った利用がなされなければ、施設の設定目的が達成されているとはいえない。</p> <p>料金設定の根拠を調査したところ、主にソトビア及びふれあい会館を参考にして県により料金が決定されていた。すなわち、一般企業に貸し出す場合も想定して料金設定がなされていると考えられる。しかし、現状の利用内容から判断すると、当初の趣旨からどのような利用がなされるべきかを根拠として、料金を決定することが合理的と判断される。このテクノプラザは、施設内のベンチャー企業などの利用を想定しているのであれば、例えば、施設内ベンチャー企業等について優遇措置を行うなどの検討がなされるべきと考えられる。</p>	<p>テクノプラザ内のベンチャー企業については、株式上場していない小規模の企業であるため、ミーティング等も少人数で、自社が入居するインキュベーションルーム及び無料の交流サロン内で十分対応ができる状況にあります。また、産業団地内の企業は、施設の規模が大きく会議室を有しているため、テクノプラザの施設を利用する機会は多くはありません。こうした中で、テクノプラザ内のベンチャー企業に優遇措置を設けることについては、テクノプラザ本館(北棟)は公の施設であり、その会議室については、施設内のベンチャー企業だけではなく、広く県民に平等に利用されるものであり、またベンチャー企業に対しては、既にインキュベーション使用料等において優遇措置がなされているものと考えます。今後は、利用者である県民本位の視点に基づいてより利用しやすい施設にしていきます。</p>
<p>(6)サイエンスワールド(先端科学技術体験センター)</p> <p>サイエンスワールドは、先端科学技術を気軽に体験できる科学館であり、その特徴は、従来の科学博物館にあるような展示物は一切なく、青少年に実験などの体験を重視したコンセプトで学習の場を提供していることである。この点は、施設などハードの面ではなく、むしろ、いかにソフトを重視していかなければならないかを証明するような事例と思われる。県には、美術館、博物館などの施設があるが、ソフト重視の施策が利用率向上の鍵となることを認識し、良い事例として参考にしていくべきであると考えます。</p>	<p>施設運営においては、ソフト重視の視点を大切にしていきます。</p>
<p>【社会福祉法人 岐阜県福祉事業団】</p> <p>監査の意見</p> <p>(1)業務委託契約、単価契約</p> <p>公正な競争による適正な価格形成</p> <p>寿楽苑、陽光園及びひまわりの丘における平成13年度の設計金額は、平成12年度の実際の契約金額を準用しており、この結果、平成13年度の契約金額は、平成12年度の契約金額とほとんど同一となっている。また、見積りを入手する業者は、例年ほぼ同一であり、公正な競争が確保され、その結果として適正な価格形成が行われているのか疑問である。なお、平成14年度の業務委託契約については、平成13年度と比較してほぼすべてにわたり、施設にとって有利な金額での契約が行われている。</p> <p>平成14年度の契約を勘案すると、アクションプログラムの実行に伴い、改善されているといえるが、積算能力の向上を図るとともに、業者選定の方針を明確にしてコストダウンを積極的に図ることが必要であり、特定の者に集中することを避けるとともに、効率性、経済性を重視して公正な競争による適正な価格が形成されるようにする必要がある。</p>	<p>共同購入、委託業務契約の見直し等を含めて経営コストの低減を図るため、施設毎に「平成15年度経営収支計画」を平成15年3月に策定、同年10月の時点で同計画の見直しを行った結果、収支差額が当初予算額に比し相当向上する見通しとなることを確認しています。</p> <p>平成15年度の業務委託契約、物品購入に係る単価契約等に関しては、公正な競争、経済的な価格での契約の実現をめざし、選定業者の見直し等に努めた結果、陽光園において「ボイラー運転保守点検管理業務」及び「LPGガス購入」にかかる契約を随意契約から指名競争契約へ変更したことなどにより、前年に比し有利に契約を締結できるなどの成果が出ており、今後も、公正な競争の確保と経済的な価格での契約締結を図るため、各施設において積極的に検討していきます。</p>

平成14年度 意見の概要	左記に対して講じた措置
<p>契約審査会設置要綱の規定</p> <p>寿楽苑及び陽光園の「岐阜県立寿楽苑(陽光園)物品購入等契約審査会設置要綱」第2条(審査事項)では、審査内容については規定しているが、審査対象(本部事務局作成の雛型によれば、「原則として100万円を超える契約について」とされている)についての規定がない。</p> <p>審査対象が不明確では、審査手続に恣意性が入り易くなり、内部統制上望ましくない。</p> <p>ただし、契約審査会の実態としては、契約金額にかかわらず網羅的に審査対象とされており、運用上は、金額の重要性の低い取引についても審査対象とされている点で、むしろ望ましいといえる。</p> <p>設置要綱の記載文言を実態に整合するように見直すべきである。</p>	<p>平成14年9月1日、寿楽苑、陽光園とも、要綱の一部を実態に即したものに改正しました。他の施設長に対しても、平成14年12月2日の事業団経営会議において周知徹底しましたのをはじめとして、その後開催した平成15年6月23日の会計事務管理者研修会、同年11月14日、12月15日の事業団経営会議においても、契約審査会設置要綱の実態に即した整備と、同要綱の規定に基づいた審査会の運営を図るよう徹底しましたが、今後とも、適正な事務処理の実施について徹底していきます。</p>
<p>契約における経済性の追求</p> <p>業務委託契約等については、各施設が独自に業者を選定し契約締結を行っており、同じ購入品や業務委託であっても、施設によって購入価格や契約価格が相違している場合が多い。大量購入により購入単価をディスカウントできる可能性もあり、施設単位での購入ではなく、共同購入や本部事務局での一括契約等による購入方法を検討すべきである。</p> <p>本部事務局で、各施設間の情報を入手して比較検討し、各施設にとって最も有利な契約ができるように情報提供することが有用であると考えられる。現状では、各施設の自立的経営を重視して、その裁量に委ねているが、本部事務局においては、各施設の実態を十分把握して、経費の節減等合理化についての指導をすべきであり、共同購入や本部での一括購入の可能性を検討すべきであると考えられる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共同購入、委託業務契約の見直し等を含めて経営コストの低減を図るため、各施設毎に「平成15年度経営収支計画」を平成15年3月に策定し、同年10月の時点で同計画の見直しを行った結果、収支差額が当初予算額に比し相当向上する見通しとなることを確認しています。 ・ 平成15年度の業務委託契約、物品購入にかかる単価契約等の締結に際し、複数施設での共同購入に取り組んだ結果、米、灯油、プロパンガスで相当のコストダウンを果たすことができました。今後、他の物品の共同購入について、積極的に検討していきます。
<p>(2)雑収入勘定の利用</p> <p>事業団全体での「雑収入」勘定の計上額が92,930千円となっている(計上は、各会計単位)。収入取引で会計規則上明示されていない内容のものについては、すべて「雑収入」勘定に計上していることによるものである。</p> <p>雑収入の計上額については、その内容を吟味すると同時に、一定の金額基準を設けて、当該金額を超えるものについては、別掲して表示するか注記する等により対応することが望まれる。</p>	<p>平成14年12月9日付けで、「雑収入」及び「雑費支出」に関し具体的に内容がわかる勘定科目の設定を主とした経理規程の一部改正を行いました。今後とも、明瞭な会計処理に努めます。</p>
<p>(3)情報公開</p> <p>事業内容に関する情報については、外部向けに施設案内パンフレットが作成されているが、福祉サービスという特殊性もあり、各施設単位で独自に広報誌を作成している。また、財務情報については、県への決算報告と同時に理事会資料を本部事務局に備え置いて縦覧に供されている。しかし、事業団としてのホームページの開設や決算書類のホームページでの公開は行われていない。</p>	<p>事業団内の事業内容、経営状況等を広く情報公開し、事業団における福祉サービスの周知、また、サービス内容の充実に生かしていくため、平成14年7月に「ホームページ作成研究会」を設け、平成15年3月20日に、事業団ホームページを開設しました。</p>

平成14年度 意見の概要	左記に対して講じた措置
<p>(4)支援費支給制度への対応</p> <p>陽光園においては、中・長期事業計画は特に策定されておらず、年度ごとの事業計画に基づいて施設経営が行われているが、他の身体障害者療護施設に比較して入居待機者が圧倒的に少ないという問題を抱えている。同施設は、県下初の身体障害者療護施設として昭和51年5月に開園したものであり、施設の利用スタイル等基本的な設計思想そのものが旧世代に属している。すなわち、最近の施設設計においては、利用者のプライバシーを重視して全室個室という施設が当然であるという風潮にあるが、同施設では6人部屋や病院スタイルの居室配置など改修等可能な部分を除いては前近代的な施設実態のままであり、この点が、入居希望者には魅力に乏しいと映る主因であると考えられる。さらに、ケーションについても、当時の措置制度の趣旨そのままに人里離れた山の中腹に位置するというイメージがあり、平成15年度以降、最新設備を備えた民間の療護施設と競争していくための対策を早急に立案する必要がある。</p>	<p>バリアフリー化、利用者のプライバシー保護のため、改善・改修を行ってきていますが、今後とも、利用者のニーズに可能な限り対応していきます。</p> <p>なお、県立福祉施設のあり方、また、将来性等については、これを検討するため、平成15年5月14日に、施設長、次長、リーダーの代表者及び事務局で構成する「事業団自立経営研究会」を設置、事業団の自立経営あり方の研究を重ねており、平成16年度に、引き続き、他施設と併せ、事業団としての「事業団の将来構想」をとりまとめ、県との協議を進めていきます。</p>
<p>(5)固定資産の管理</p> <p>往査対象とした施設においては、現物管理を目的としたリース資産台帳が作成されていない。リース資産も現物管理し、保有資産と同様に台帳を整備し、定期的に現物実査を実施する必要がある。また、リース資産台帳を作成すべきである。</p> <p>なお、県の建物付帯設備(工事費に含まれている備品であり、県の備品台帳には記載されない)についての管理台帳が作成されていない場合もあり、同様に台帳作成及び実際の管理が必要である。</p>	<p>平成14年12月に台帳様式を定め、適正に管理するよう各施設に徹底し、台帳を整備しました。</p>
<p>(6)管理資料の整備・保管</p> <p>飛騨寿楽苑において出勤簿の提出を求めたところ、平成13年度の出勤簿がファイルされておらず単票用紙のままの状態で保管されていた。日常業務に忙殺されているとはいえ、事業年度終了後約5か月が経過している時点においても、管理資料の整備・保管が十分な状況ではなかった。資料等は秩序整然と適時にファイルされることが必要である。</p>	<p>平成13年度の出勤簿は、直ちに表紙を付け整理しました。今後、管理資料の整備・保管に関しては、十分留意します。</p>
<p>【(財)岐阜県健康長寿財団】</p> <p>監査の意見</p> <p>(1)シルバー-大学講座</p> <p>シルバー-大学講座は、人生80年時代といわれる高齢化社会に対応して、高齢者の生きがいと健康づくりを支援するとともに、新しいライフスタイルを提言するため、地域のリーダーを養成することを目的として設置されているものである。</p> <p>今後の高齢化社会に向けて、生きがいや仲間づくりの視点からさらに定員の増加や積極的な参加に向けたPR活動が必要と思われる。</p>	<p>PRについては、平成15年度、従来の県広報誌だけでなく、県内で最も購読者数の多い新聞2紙及び岐阜市とその周辺に無料配布される情報誌に広告を掲載し、定員を上回る申込み者がありました。また、高齢者の最新のニーズに応えるため、シルバー-大学卒業生を対象にアンケート調査を行いカリキュラムの充実を図っています。</p>
<p>(2)財団保有の土地</p> <p>岐阜市藪田南4丁目2番5の土地(簿価:30,547千円)については、利用されていない。また、時価が下落しており、将来、減損処理の対象になる可能性がある。</p> <p>また、岐阜市須賀1丁目5番2の土地(簿価:83,397千円)についても、駐車場用地として利用しているが、同様に時価が下落しており、将来、減損処理の対象になる可能性がある。</p>	<p>岐阜市藪田南の土地については、間口、進入路とも狭く、利用方法が限られることから各方面と折衝を行っており、引き続き有効活用に努力しています。</p> <p>また、須賀の土地については、昭和16年に結核予報会岐阜県支部が寄附により取得したものを、平成7年(新財団設立時)の評価額で資産計上したものであり、減損処理による実損は生じません。</p>

平成14年度 意見の概要	左記に対して講じた措置
<p>(3)健康法実践リーダー養成講座推進事業</p> <p>企画委員会は、県医師会会長、ファッションデザイナー、健康局長、当財団理事長等で構成され、この事業の企画等を検討する委員会である。</p> <p>問題点として取り上げたいのは、委員会への報告資料が正確に作成されていないことである。各委員は、報告書の記載が正確であるものとして判断を行っていることから、問題である。</p>	<p>当初の報告書の養成目標人数に修正を加えた場合、その数字を翌年度の報告書に記載していましたが、平成15年度からは、修正を加えた場合はその旨を記載し、正確に作成しています。</p>
<p>アンケート内容からすると健康法実践リーダーとは、健康法を習得した指導者のように見受けられるが、ここでいうリーダーとは、健康法実践リーダー養成講座を受講した人自らが健康づくりを実践するだけでなく、所属する団体の人々に対し、健康づくりの重要性及び必要性を認識していただくよう働きかけたり、地域で健康づくりを推進するための仲間やグループを組織し、活動する人と解釈される。</p> <p>そうであれば、アンケートの中の「指導者」といった表現は誤解を招きやすいため、質問内容を「今後、所属団体において、健康づくり活動を行っていききたい」などに変更すべきである。</p> <p>また、健康法実践リーダー養成講座の受講者が、所属団体や地域で行った健康づくりに関する活動内容の報告を求めるなど、評価体制を検討すべきである。</p>	<p>平成15年度、アンケートの設問内容及びその表現方法の見直しを行いました。</p> <p>また、修了者の活動内容の把握及びフォローアップについては、県の「圏域の健康づくりの組織的な取り組みを推進する事業」の中で「健康法実践リーダーに対する支援活動(組織化、ネットワーク化等)事業」として財団と県が協力し取り組むこととしました。</p>
<p>【(社)岐阜県農畜産公社】</p> <p>監査の意見</p> <p>(1)長期保有農地の早期処分</p> <p>今後とも、長期保有農地の早期処分を図ることも必要であるが、この問題の本質は、土地の価格変動リスクを想定していない同事業制度のスキーム自体によるものであるともいえるため、県と協議して事業制度そのものの見直しを国等に積極的に働きかける必要があると考える。</p>	<p>当該農地の処分については、引き続き県及び関係町村等と連携し、早期処分に努めます。</p> <p>事業制度の見直しについては県と協議し、また他府県と協調し、国及び全国農地保有合理化協会に働きかけました。</p> <p><県></p> <p>H15.5.21 県 国(農政局)へ要望</p> <p>H15.6.5 県 国(本省)へ要望</p> <p><公社></p> <p>H15.3.18 全国農地保有合理化協会 国(本省)へ要望</p> <p>H15.6.23 岐阜県等15府県 国(本省)へ要望</p>
<p>(2)資金状況</p> <p>長期保有農地の処分を促進して借入金の返済を図りつつ、県からの借入れが継続されるようにすべきであると思われる。</p>	<p>今後とも長期保有農地の処分を促進し、借入金が続けられるよう県へ働きかけています。</p>

平成14年度 意見の概要	左記に対して講じた措置
<p>(3) 情報公開</p> <p>平成13年度に「農畜産公社の情報公開に関する要綱」を整備して、公社に対する理解を深める努力が行われており、対外的なPR用のパンフレットが作成されているほか、個別の実施事業ごとのパンフレットも作成されている。</p> <p>Web上には、ホームページ(平成14年1月に外注により作成)が開設されており、パンフレットをベースにした事業内容の紹介、定款、事業計画及び財務情報等が公開されている。しかし、当該公開情報の内容自体は平成12年度のものであり、現在に至ってもその更新が行われておらず、また、その内容には「誤植」や「項目と内容の不一致」等がある。納品検収時における検収手続が不十分であると思われるため、検収手続を徹底することや適時に適切な情報公開を行うよう心掛けることが望まれる。</p> <p>なお、ホームページ作成関係の費用が「委託費」に計上されている。会計規程において明示されていないが、情報公開を目的とした支出であり「広告宣伝費」に計上するのが相当である。</p> <p>また、飛騨牧場の県民への開放について、過年度において利用者による遭難事故が発生したことから、現在は牧場の入口を閉鎖することによりその利用を制限しているが、まずは、近隣の小中学生に限定する等の方法によってでも見学や遠足等に開放すべきではないかと考える。特に、麦島牧区は風光明媚なロケーションに位置するものであり、牧場の有する雄大な景観や広大な緑資源を活用することは、公社の行っている事業を県民に広く紹介する絶好の手段であると考えられる。事故発生時には管理責任が生じかねないというものの、上記趣旨を踏まえて検討されることが望ましい。</p>	<p>今後はホームページを随時更新します。またその内容についても十分検収します。</p> <p>平成14年度から、ホームページの作成費用は「広告宣伝費」に計上しています。</p> <p>飛騨牧場の県民への開放については、平成15年8月28日に地元、県、警察等からなる「飛騨牧場の一般開放に関する検討会」を開催し、一般開放に関する問題点、意見等を把握しました。現在はこれらの意見を尊重し、平成16年度からの一般開放に向けて準備を進めています。</p>
<p>(4) GIFUシルクブランド製品の扱い</p> <p>当該シルク製品の扱いに関して公社の業務という意識は希薄であり、会計上は手数料のみを雑収入に計上するに留めている。</p> <p>したがって、当該シルク製品については、早急に県と協議して、その扱いを明確にし、GIFUシルクのブランド化に向けて、所定の手続きを実施する必要があると考える。</p>	<p>平成14年度中に県と協議を行い、平成15年度から公社事業と位置づけることとし、定款、業務方法書及び規程の整備並びに予算化等を行いました。</p>
<p>(5) 農地保有合理化促進事業</p> <p>地域の実態をより反映した農地の流動化を促進するためには、市町村段階での農地保有合理化法人の条件や環境が整った地域においては、農地保有合理化促進事業を市町村合理化法人へ段階的に移行する方策を検討する必要がある。</p>	<p>市町村合理化法人の状況に応じた段階的な移行を検討していますが、この移行には市町村及び市町村合理化法人の協力が必要なので、これらを含めた移行方策を県、市町村及び市町村合理化法人と引き続き協議していきます。</p>
<p>(6) 青年農業者等就農支援事業の有効性</p> <p>新規就農者あるいは就農間もない農業者が利用しやすい資金制度となるように、内容の充実を図ることや技術支援と一体化させた資金貸付けを行うこと等支援体制の整備を推進し、新たな資金需要を喚起する必要があると考える。</p>	<p>新たな資金需要を図るため、県と共同し貸付け要件の緩和等について、引き続き国に要望していくとともに、支援体制の整備に努めます。</p> <p>また、資金保有額(資金財源)の適正化と効率的な運用のため、平成15年6月に、保有貸付け財源の一部を県に対し繰上償還しました。</p>
<p>(7) 牧場利用高度化事業の年度末在庫</p> <p>東濃まきば館で提供される焼き肉グリルや土産物等について、年度末時点の在庫が棚卸資産として計上されていない。</p>	<p>農畜産公社会計処理規程に明記し、平成14年度決算から、棚卸資産として計上しています。</p>
<p>(8) 収益事業のみなし寄付金</p> <p>東濃牧場での牧場利用高度化事業は唯一の収益事業であり、法人税の申告、納税が行われているが、当該法人税の申告計算において、法人税法上ののみなし寄付金の適用が行われていない。</p>	<p>今後、牧場利用高度化事業の収益状況を鑑み、のみなし寄付金の適用の可否を検討します。</p>

平成14年度 意見の概要	左記に対して講じた措置
<p>(9)雑収入勘定の利用方法</p> <p>雑収入は、公社全体で7,786千円が計上されている。雑収入の内容を検討したところ、5,206千円は、「優良家畜育成事業及び畜産の新技术実用化事業」の子牛生産拡大奨励金であり、BSE発生による価格下落を補填する目的での肉用子牛価格安定基金協会等からの補助金収入である(なお、当年度は雑収入の計上額が大きいため、収支計算書に雑収入の内訳を注記して開示している)。</p> <p>決算書類の作成については、「財政及び活動の状況を正確に判断することができるように必要な会計事実を明瞭に表示すること」が求められており、明瞭性を確保するための工夫が求められる。</p> <p>また、自衛防疫技術料 568千円が雑収入に計上されているが、毎年度発生する経常的な収入であり、雑収入ではなく、その収入内容を表示する科目をもって計上することが望ましい。</p>	<p>平成14年度決算から、計上額の大きいもの(おおむね50,000円以上)については、別掲として表示しています。</p> <p>また、自衛防疫技術料については、平成14年度中に、「その他受託収入」として補正を行い、平成14年度決算から、注記によりその収入内容を表記しています。</p>
<p>(10)優良家畜育成事業</p> <p>飛騨牧場等で行われている近隣畜産農家からの夏期受託放牧の受託料について、『業務方法書』第15条によれば、繁殖雌牛の受託育成料は、「牧場の運営費を勘案して、毎年度理事長が別に定める」とされているが、『家畜育成事業実施要領』第4条第2項においては、「1日1頭315円(税込)」の定額とされており、両者の規定が整合していない。</p> <p>規程間での整合性を図ることが必要であるが、毎年度、理事長が定めている訳ではないという実態からすると、『業務方法書』第15条の規定において「毎年度」を削除するのが望ましい。</p>	<p>平成14年度中に、業務方法書を改正し、整合性を確保しました。</p>
<p>(11)現金管理</p> <p>両牧場では、日次で現金出納帳の残高を金種表と照合することが必要であり、本部事務局においても、現金出納帳を入手すると同時に月末時点での金種表を入手することによって、月に一度は現金出納帳と金種表との残高の照合を行うことが望まれる。</p>	<p>平成14年10月から、「金種表」を取り寄せ、現金出納帳と合わせ現金収入額を照合しています。</p>
<p>(12)仮払金の誤処理</p> <p>畜産生産基盤開発事業の畜産基盤再編総合整備事業における委託事業の工事代金前払金について、本来2,400千円であるところが24,000千円として誤って支払が行われている(仮払い処理されている)事例が見られた。当該誤払いの直接的な原因は、支出金伝票の金額欄において一桁多く誤って記載されていたことによるものである(過払分は、後日回収されている)。</p> <p>支払に際しては支出金調書を作成して証憑を添付して稟議回付されることにより、所属長及び支払事務担当のチェックと、出納業務に関する内部牽制組織が構築されているが、これらのチェックは機能していない。少人数で多くの業務を行っていることも要因ではあるが、今後は、「担当者の記載誤り」を予防するために稟議回付による「管理者の承認」を徹底すべきである。</p>	<p>平成14年10月から、このような単純ミスが発生させないため、自己責任の徹底と、稟議における管理監督行為の徹底を図っています。</p>
<p>(13)出納業務の内部牽制</p> <p>内部牽制上は分離すべき「出納業務(現金の取扱い、ファームバンクによる振込等)の担当者」と「会計伝票の起票・入力担当者」について、同一人物が両業務を担当している。これらの業務は、別々の担当者によってなされることが望ましい。</p>	<p>平成15年4月から会計処理規程に明確に規定するとともに事務分掌を見直し、起票者と口座振込担当者を分離しました。</p>

平成14年度 意見の概要	左記に対して講じた措置
<p>(14)事務局における事業所への内部牽制 東濃まきば館での牧場利用高度化事業の売上げ代金の管理口座として、東濃牧場長名義の預金が設けられている。同口座に対する本部事務局の内部牽制としては、ファックスで通帳のコピーを入手することにより照合作業が行われている。 しかし、コピーやファックスの利用は改ざんの余地があるため、現物によるチェックを実施すべきである。</p>	<p>平成14年度から、現物とコピーの確認を行い、通帳の残高証明書も取り寄せ照合しています。</p>
<p>(15)固定資産の管理 現物管理を目的としたリース資産台帳が作成されていない。資産管理の観点からは、リース資産についても現物管理を行う必要があり、保有資産と同様に管理台帳を整備して、定期的に現物実査を行う必要がある。 また、県の建物附帯設備(工事費に含まれている備品であり、県の備品台帳には記載されていない)についても管理台帳の作成と実際の資産管理が必要である。</p>	<p>平成14年度中にリース資産台帳を整備し、定期的に現物実査を行っています。 また県から運営管理を受託している建物附帯設備についても、管理台帳を作成し管理しています。</p>
<p>(16)総勘定元帳のファイル方法 総勘定元帳が、月次に出力した単位で月ごと一括してファイルされている。 主要簿としての総勘定元帳は、取引内容を確認することにその主要な意義があり、検索を容易にするために整理保存が行われるべきである。検索は通常は科目単位で行われ、したがって、ファイルは月別ではなく、まず勘定科目別に区分して行い、次に勘定科目内での月別ファイルを行うこととすべきである。</p>	<p>平成14年度から、勘定科目別に区分し、次に勘定科目内での月別ファイリングを行っています。</p>
<p>【(財)岐阜県文化財保護センター】 (現在:(財)岐阜県教育文化財団)</p> <p>監査の意見</p> <p>(1)情報公開に関する手法の見直し 公益法人は、公益事業を通じて不特定多数の者に対する利益の実現を図ることを目的として運営され、公益を通じて社会的責任を積極的に果たす役割を担っている。したがって、自らのアカウツ死リテイを果たすためには、その業務及び財務の状況と、その執行の妥当性について関係資料を通じて公開する必要があり、決算書類についてもすでに開設されているホームページ上で公開することが望ましい。</p>	<p>平成15年6月30日に決算概要、財務状況をホームページで公開しました。</p>
<p>(2)委託契約 整理棟の屋根の防水塗装工事において、随意契約の適用条項の記載誤りがある。</p>	<p>条項の正確な適用を徹底します。</p>
<p>指名競争入札はおおむね5者以上とされているが、清掃業務において、4者となっている。この場合には、その理由を記録に残すべきである。</p>	<p>選定根拠を記録に残すこととしました。</p>
<p>デジタル図化・遺物画像解析等業務において、設計金額の一部で積算根拠が不明確な点がある。</p>	<p>積算根拠の明確化を徹底します。</p>
<p>入札参加資格者名簿登載者以外の者を指名する場合には理由の記載が必要とされているが、出土鉄製品保存処理業務において、その理由が記載されていない。</p>	<p>指名理由の記載を徹底します。</p>
<p>測量業務において、積算に際しては検査を行っているが、「積算物価」等の資料と正確にチェックすべきである。</p>	<p>資料等との正確なチェックを徹底します。</p>
<p>一部の発掘調査報告書の作成業務において、契約審査会にリストアップされる各業者について、その評価のための具体的な基礎資料が添付されていない。</p>	<p>業者評価のための基礎資料を添付することとしました。</p>

平成14年度 意見の概要	左記に対して講じた措置			
<p>(3)固定資産の実査によって判明した簿外備品の取扱い 過年度においては固定資産実査が行われていなかったため、平成14年3月及び平成14年7月に現物資産の実査が実施された。</p> <p>実査の結果、一部に簿外資産が検出され、当該簿外資産(備品)については、現在、そのほとんどが便宜的に消耗品として区分計上されている。これらの備品について資産管理を適切に実施するためには、所定の管理区分に基づき分類区分を明確にしたうえで、管理台帳の整備を行い実際的な管理を行う必要があるが、取得年度が明らかでないものも多い。</p> <p>本来ならば、過年度の証憑を検索して、取得価額や取得年月日等を明確にして処理すべきであり、県からも同様の趣旨で指導が行われている。しかし、現実的には、当該事務作業は煩雑かつ困難であることが予想され、また、調査しても正確な情報が把握可能であるのか疑問であり、さらに、これらのうちの大部分が既に償却期間を過ぎてしていると推測される。</p> <p>実務的には、費用処理済の物品については帳簿管理よりも現物管理を重視すべきであり、したがって、これらについては、管理区分上、便宜的に「消耗什器」として固定資産台帳に計上して、定期的に現物実査を実施すべきである。</p>	<p>平成14年度から、簿外備品の管理については「消耗什器」として台帳管理しています。</p>			
<p>(4)固定資産の台帳管理 固定資産台帳が、手書きで作成されているが、手書きでは償却計算を誤る可能性が高い。現在は、資産計上されている件数自体が少なく実害は無いと認められるが、固定資産が増加した場合には事務手続が煩雑になるおそれもあり、表計算ソフトを利用する等して整備する必要がある。リース資産についても同様である。</p> <p>なお、会計的には、固定資産台帳は、会計上重要な固定資産に関する科目の補助簿であり、定期的に総勘定元帳の該当する固定資産勘定と残高を照合することにより、その実効性が確保される必要がある。</p>	<p>平成14年度から、固定資産について表計算ソフトで台帳を管理するよう整備しました。</p>			
<p>【(財)岐阜県浄水事業公社】</p> <p>監査の意見</p> <p>(1)再委託率及び人件費率 公社は県が建設した施設の維持管理を受託しているが、平成13年度の収入のうち県受託収入等が99.4%である。また、支出面においても事業費に占める委託費の割合は69.7%であり、管理費に占める人件費の割合も、88.8%となっている。再委託率及び人件費率が高いことから、公社として施設の維持管理を今後継続していくべきか課題となる。現在は、施設の建設は県で、管理は公社で行われているが、県が建設及び維持管理していく方が、長期的な計画に基づいた管理が行えるのではないかと考えられる。また、県が直接管理することにより、現在公社で発生している管理部門のコストが削減できると考えられる。</p> <p>これについては、施設の維持管理を県が直接行うのではなく、公社方式を採用することによって、理事会等を通じて関係市町の意向も適切に反映させることができるため、公社方式による維持管理が最適であると、公社から回答を得た。</p> <p>意思決定の場として公社方式を継続するとしても、県が直接管理する場合と比較して追加的に発生しているコストを削減すべく、より効率的な管理を行うべきであり、今後一層の努力が求められる。</p>	<p>今後も、コスト意識を持ち効率的な業務運営を図っていきます。また、県及び関係市町と十分連携を図って、適切な維持管理に努めます。平成14年度において委託業務の一部の見直しを行いました。</p> <p>< 概要 > 平成13年度まで1者随意契約だった業務を見直して3分割し、1者随契と入札2件に分け発注しました。結果として落札率の改善が図れました。</p> <table border="1" data-bbox="882 1742 1264 1861"> <tr> <td>落札率(契約額/設計額)</td> </tr> <tr> <td>平成13年度 0.979</td> </tr> <tr> <td>平成14年度 0.912</td> </tr> </table>	落札率(契約額/設計額)	平成13年度 0.979	平成14年度 0.912
落札率(契約額/設計額)				
平成13年度 0.979				
平成14年度 0.912				

平成14年度 意見の概要	左記に対して講じた措置
<p>(2)委託契約 予算執行伺に決裁日の記載がされていないものが見受けられた。決裁日の記載がなされると、決裁を受けてから契約をしていることを後日証明することが困難である。また、文書規程上、予算執行伺については、起案者が決裁日を記載することになっており、起案者は決裁日を記載する必要がある。</p>	<p>平成14年8月、今後記載漏れのないよう、職員に徹底を図りました。</p>
<p>委託業務設計書に設計日の記載がないものが見受けられた。設計年月日がないと、最新の資料に基づいて設計されていたのか判断できない。公社では、入手しうる最新の資料を基に設計を行い、できる限り経済実態を反映した設計書を作成しているが、価格に関する資料は毎月あるいは、1年に3回更新される資料もあるため、設計年月日の記入の徹底が必要である。</p>	<p>平成14年8月、今後記載漏れのないよう、職員に徹底を図りました。</p>
<p>適正な決裁権者の決裁を得ていないものがサンプル9件中2件検出された。適正な決裁権者の決裁を得ることが必要である。</p>	<p>事務決裁規程に基づいた正しい決裁区分で、処理します。</p>
<p>業者からの請求書に請求年月日の記載のないものが何件か検出された。公社としては、業者に請求年月日の記載を要請しているが、慣習で記載しない業者も多い現状である。業者からの請求日を明確にするためにも、請求年月日を確実に記載させるようにすることが必要である。</p>	<p>平成14年8月、請求年月日の記載について、業者への徹底を図りました。</p>
<p>【財団法人地球環境村ぎふ】 監査の意見 (1)手書きの総勘定元帳 総勘定元帳が手書きで作成されている。また、訂正については、訂正印の押印が必要である。手書きの総勘定元帳は、作成に時間がかかり効率的ではない。最近では、公益法人向けの会計ソフトが市販されており、業務効率化のため、会計ソフトの導入が望まれる。</p>	<p>平成15年5月に会計ソフトを導入しました。</p>
<p>(2)財団の課題 産業廃棄物処理施設は必要かつ安全で安心な施設であり、雇用も増えるかも知れないが、私たちの家の近くには建設して欲しくないという Not In My Back Yard 問題が出て、それ以上議論が進まなくなることが最も大きな問題と思われる。また、このような施設の建設については、将来の利用計画及び長期の採算管理について慎重な検討がなされることが望まれる。</p>	<p>平成13年3月に「岐阜圏域における地球環境村基本的施設整備構想」を策定し、その中で事業実効性評価(F/S)試算を行いました。これを基に現在関係団体等と検討を行っています。 今後も、産業廃棄物処理の実態に併せて、採算性等の検討を行うとともに、具体的な建設計画が確定した段階で、将来の利用計画及び長期の採算管理を含めた基本計画を策定して、慎重に検討します。</p>

平成14年度 意見の概要	左記に対して講じた措置
<p>【県への意見】</p> <p>(1) 稼働率の明確化 施設の管理運営を受託している団体に共通の事項であるが、各施設の稼働状況を明確にすることが望まれる。 稼働率は、単純に「利用日数/施設稼働日数」の算式で求められる数値では実態を正しく表したことがない。今後は、インターネットで事業報告書等が公開されることが想定され、利用者に正確な情報を提供するために、また、施設の管理運営を受託している中間機構が相互に比較し、稼働率向上のインセンティブとするためにも、稼働率の算出方法を統一することが望まれる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設稼働率については、「日数稼働率(利用日数/施設稼働日数)」「区分稼働率(日数稼働率をさらに午前、午後、夜間等に細区分化)」「時間稼働率」「定員稼働率」「面積稼働率」「売上げ稼働率」等、様々な算出方法があります。 ・ 施設の稼働率に関しては、どの算出方法が最も適切であるかは、当該施設の用途、規模等に依りて個々に判断するものと考えられ、算出方法を統一することは必ずしも適当ではないと考えられますが、一方で、県民に対する説明責任の観点からも、対外的に分かりやすい指標で施設の稼働状況、利用状況を明らかにすべきであり、そのための指標の設定について、関係課室により検討を進めています。
<p>(2) インターネット通販業者の利用 財団法人岐阜県文化財保護センターにおいて、一部の事務用消耗品等について、法人向け文具市場での通販最大手及びインターネット上の最安値の販売価格と団体出入り業者との見積もりとを比較してみたところ、インターネットの単価の方が、低価格であると判断された。経費削減の一環として、物品購入に当たりインターネットでの検索も見積り手続の一つに加えてみることを検討してよいのではないかとと思われる。</p>	<p>インターネットでの見積りは、各団体の会計規則上、可能な部分から、導入を図ることとします。</p>
<p>(3) 出勤簿の電子化とタイムシートの導入 出勤台帳に単に出勤印を押印するという形式の出勤簿が使用されていた。勤務時間を正確に把握し、どのプロジェクトの作業に従事したのかを記録していくことは、重要なことである。民間企業の中には、各自の端末から1日の業務内容をプロジェクトごとに要した時間を入力し、コンピュータで集計することにより容易に業務内容の分析ができるシステムが導入されている。また、予算作成時にも何人のマンパワーが必要なのか計画しておくことにより、実績と比較した場合に効率性を検証することが可能となる。中間機構は、比較的独立した団体として運営されており、タイムシートの導入による業務管理を実現させるべきである。</p>	<p>中間機構の出勤簿の電子化及びタイムシートの導入については、一律ではなく、団体ごとの規模、職員の勤務形態、パソコンの配置状況等を勘案しながら、進めるべきものと考えます。なお、事業のコスト効果は、事業評価制度の導入により、検証していくこととしています。</p>
<p>(4) 非常勤理事の多い団体 各団体の理事の状況は、以下のとおりである。特に財団法人岐阜県健康長寿財団は、度々統合をしていることから理事の数が多くなっている。理事会を開催しても出席していない人も多く、事務手続が煩雑になること、及び団体の意思決定に迅速さを欠くことなどが懸念される。業界とのつながりを尊重しなければならないことなど配慮の余地はあると思われるが、余りにも多い場合には、出席等の実績を十分検討の上、思い切った削減が求められる。</p>	<p>県において策定作業を進めている改革方針の中で、県民協働の視点に配慮しながら、組織のスリム化・効率化を図るため、役員数の見直しを進めることとしています。</p>
<p>(5) アンケートの実施と分析 財団法人岐阜県健康長寿財団のリーダー養成講座、財団法人岐阜県県民ふれあい会館のサランカホール自主事業などで、利用者に対するアンケートが実施されている例があったが、アンケートを積極的に実施しているかどうかという各団体への質問の結果などから判断すると、利用者に対するアンケートを行っている団体が少ないことがわかった。また、財団法人岐阜県産業文化振興事業団がアクティブGなどの動向調査なども含めてアンケートを実施していても、単年度のみで、継続的に実施している例はほとんどなかった。</p>	<p>県民への把握や参加者・利用者の満足度調査の実施は現在も行っていますが、さらに充実していきます。</p>

平成14年度 意見の概要	左記に対して講じた措置
<p>(6) 役員への民間人の登用と県OB職員の廃止</p> <p>監査対象となった中間機構における県OB職員をまとめると、現状では、いわゆる経営に携わる人は、県OB又は県の職員であることが多い。今後、中間機構が民間企業の手法を取り入れ自立的で効率的な経営を目指すならば、トップに民間出身の経営者を導入してみることも検討に値すると考えられる。なぜなら、主要な職位にある者が、率先して経営感覚を持たなければ、中間機構の自立性は確立されないと思われるからである。コスト感覚のある民間企業の経営者の導入を中間機構の自立化、業務効率化という観点から検討してみることが望まれる。</p>	<p>中間機構は、県政の一翼を担っているため、その運営には、県政の十分な理解と県との緊密な連携が求められることから、それらの役員に県職員又は県職員のOBが必要とされる場合もあり、協議により派遣等を行っています。</p> <p>県において策定作業を進めている改革方針の中で、民間の経営感覚やノウハウの導入による効率的運営を図る観点から、必要に応じ、民間からの役員登用についても進めていくこととしています。</p>
<p>(7) コスト削減の仕組み</p> <p>各団体の収支を見ると、そのほとんどが「受託収入＝支出額」となっており、いわゆるゼロ精算がなされている。</p> <p>現状では、収支計算書上に繰越収支差額が生じない結果、団体のコスト削減努力が評価されないことになると考えられる。外郭団体である中間機構において独立採算が求められている一方において、団体の運営努力の結果生じる余剰金の全額が県に返還されるのではモチベーションの向上につながらないと思われる。</p>	<p>県では、中間機構等外郭団体におけるコスト削減等の努力を評価し、更なる削減につなげるため、メリットシステム(コスト削減が図られた場合、また施設使用料等の収入が確保目標額を上回った場合には、削減額、増収額のそれぞれ1/2の額を翌年度の団体予算へ還元する制度)を平成14年度から導入しています。</p>
<p>(8) 行政コスト計算書の作成と活用</p> <p>行政コスト計算書</p> <p>各団体の決算書類は真のコストを反映したものとは言い難いため、県民の負担を明確にするための行政コスト計算書の作成が求められる。</p> <p>決算書類、特に収支計算書は、収入が県からの委託費又は補助金であり、支出は現金支出ベースの事業費や管理費である。また、各団体は、公益法人会計基準に基づき、決算書類を作成しているものの、その内容は団体の実態を表すものとは言い難く、不十分であると考えられる。団体の経営実態を表し、コストを網羅的に把握した行政コスト計算書が作成され、公表されるべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県において策定作業を進めている改革方針の中で、中期の収支分析や貸借対照表により、経営分析を行うこととしています。 ・ なお、財務状況については、インターネットを利用し、積極的に公表するよう指導しています。(平成15年12月現在 11団体実施。)
<p>(9) 大型施設の収支計画と実績との比較</p> <p>収支計画</p> <p>今回の監査におけるポイントの一つとして、大型施設について収支計画と実績との比較を行ったところ、中・長期の収支計画が十分であるとはいえなかった。</p> <p>実績との比較</p> <p>民間企業においては計画が達成されたか否かは重要な事柄である。なぜなら、資金繰りに直結して事業の継続性に大きな影響を与えるからであり、さらに出資者に対して説明しなければならぬからである。</p> <p>飛騨・世界生活文化センターの事例をはじめとして、他の施設についても、今後、計画と実績の差異を分析する仕組みを制度化することが重要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成15年度から運用を開始した「大規模施設評価制度」の中において、同じ施設について「事前評価」と「事後評価」の二種類の評価を採り入れています。 ・ 事前評価では収支計画を、事後評価では実際の収入及び経費をそれぞれ項目として掲げ、これらの対比により計画と実績の差異について分析し評価に反映します。 ・ 「既設評価」においても、例えば、管理運営費用に関し、施設の建設計画時点等における目標数値と実績数値との比較を行います。 ・ こうした分析等により、事業の効率性、有効性等の観点から評価を行い、施設の効率的な運営等につなげていきます。
<p>(10) 住民参加型の事業とマーケティング思考</p> <p>各団体は、内部の経営改革ばかりでなく、外部に対する経営戦略の面においても、来訪者、来館者をいかに満足させることができるかという民間のサービス業的思考への切替えが必要と考えられる。</p>	<p>県民ニーズの把握や参加者・利用者の満足度調査の実施は現在も行っていますが、さらに充実していきます。</p>

平成14年度 意見の概要	左記に対して講じた措置
<p>(11)プロパ-職員の活性化</p> <p>今後、財政が一層厳しくなることが予想される中で、給与総額の抑制は避けて通れないものと考えられる。プロパ-職員の活性化について、社会福祉法人岐阜県福祉事業団の経営改革プランは、組織・職制の簡素化をはじめ、各種見直しを行っており、他の中間機構においても、是非参考にさせていただきたい。</p> <p>なお、この制度は、人事考課を給与に反映させており、従来の年功序列制度を改めた点で革新的である。</p>	<p>県において策定作業を進めている改革方針の中で、能力主義や適材適所による役職員の登用・配置を図るとともに、職員研修の充実や団体相互間の人事交流などでプロパ-職員の育成を実施していくこととしています。</p>
<p>(12)連結貸借対照表の作成と活用</p> <p>社団法人岐阜県農畜産公社の借入金については県が債務保証していることから、仮に同公社が、借入金の返済ができなくなった場合には、県が代わりにこの借入金を返済することとなる。したがって、同公社の借入金も広い意味では県の負債であると考えられる。</p> <p>中間機構を含めた県全体の資産、負債がどれだけあるのかを情報開示することが求められる時代となっている。しかし、県全体の資産、負債がどれだけあるのかは、県の決算書類を見ても把握できない。情報開示の一つの手段としては中間機構も含めた連結貸借対照表を作成し、県全体の財政状態を把握する方法がある。一部の地方公共団体では、すでに連結貸借対照表が作成され、一般に公表されている。連結貸借対照表を作成し、県全体の財政状態が議会等を通じて県民に情報公開されることが望ましい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県では、従来から貸借対照表、行政コスト計算書などの財務諸表を公表しており、さらに平成14年度からは、公営企業会計(上水道、病院等)を含めた連結貸借対照表も作成・公表しています。その作成にあたっては、多くの自治体が国の示す簡便な方法に準拠しているなか、県では企業会計で採用されている本来の作成方法に従い、個別資産の実態把握と正確な減価償却のコスト配分に努めています。 ・ 団体との連結貸借対照表の作成・公表については、今後検討していきます。